

令和 8 年 度

島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱

島 根 県 教 育 委 員 会
松 江 市 教 育 委 員 会

令和8年度島根県公立高等学校 入学者選抜関係日程表

月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項
1	4	日		2	17	火	
	5	月			18	水	一般選抜最終出願状況発表（14:00）
	6	火			19	木	↑
	7	水	↑		20	金	
	8	木			21	土	↑
	9	金	↓ 特色選抜願書受付期間（9日17:00まで）		22	日	
	10	土			23	月	（天皇誕生日）
	11	日			24	火	↓ 学力検査受検票交付期間
	12	月	（成人の日）		25	水	
	13	火			26	木	
	14	水			27	金	
	15	木			28	土	
	16	金					
	17	土		3	1	日	
	18	日			2	月	
	19	月			3	火	
	20	火			4	水	【学力検査（国，数，社，英，理）】
	21	水	【特色選抜学力検査日】 ※教育委員会が作成する学力検査を実施する学校のみ		5	木	【面接等】
	22	木	↑		6	金	
	23	金			7	土	
	24	土	↑		8	日	
	25	日	↑		9	月	
	26	月			10	火	【追検査】
	27	火			11	水	
	28	水	↓ 転居等に係る地域認定願受付期間（29日17:00まで）		12	木	
	29	木	↓ 特色選抜合格内定通知		13	金	一般選抜等合格発表 第2次募集実施校公表（10:00）
	30	金			14	土	
	31	土			15	日	
2	1	日			16	月	↑
	2	月	↑		17	火	↓ 第2次募集願書受付期間（17日15:00まで）
	3	火			18	水	
	4	水	↓ 一般選抜願書，島根県公立高等学校入学志願承認願等受付期間（5日12:00まで）		19	木	【第2次募集作文・面接検査等】
	5	木	↓		20	金	（春分の日）
	6	金	一般選抜出願状況発表（10:00）		21	土	
	7	土			22	日	
	8	日			23	月	
	9	月	↑		24	火	第2次募集合格発表（15:00）
	10	火	↓ 志願変更受付期間（出願先）（12日17:00まで）		25	水	
	11	水	↓ （建国記念の日）		26	木	
	12	木	↓ 志願変更特別措置受付期間		27	金	
	13	金	↑ 同（志願変更先）（16日17:00まで）		28	土	
	14	土	↑		29	日	
	15	日	↑		30	月	
	16	月	↑		31	火	

【 通 信 制 課 程 出 願 期 間 】（前期）令和8年3月2日（月）から3月25日（水）17:00まで
（後期）令和8年8月20日（木）から9月2日（水）17:00まで

目 次

I	出願の基本的事項	1
1	実施する入学者選抜	1
2	応募資格	1
3	入学定員	2
4	保護者が県内に居住する場合の出願	2
5	保護者が県外に居住する場合の出願	2
6	身元引受人による出願者の合格者数の上限	3
7	複数学科等への出願	4
8	出願の方法	4
9	出願後の辞退	4
10	その他	4
II	帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置	5
III	特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願及び特別措置	8
IV	長期欠席者等に配慮した選抜方式	10
V	総合入学者選抜（総合選抜）	12
1	実施校・学科	12
2	募集人員	12
3	出願	12
4	受検票の交付	13
5	選抜のための検査	13
6	選抜	14
7	合格内定通知	14
8	その他	14
VI	中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（中高一貫特別選抜）	15
VII	スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）	17
VIII	一般入学者選抜（一般選抜）	20
1	募集定員	20
2	出願	20
3	出願状況の発表	24
4	志願変更	24
5	特別入学志願許可の取扱い	26
6	出願後の辞退	26
7	受検票の交付	26
8	学力検査	26
9	追検査	28
10	選抜要領	29
11	合格発表前辞退	32
12	合格発表	32
13	その他	32
IX	第2次募集入学者選抜（第2次募集）	33
X	島根県立高等学校通信制課程入学者選抜	36
XI	災害等発生時の措置	38
XII	面接実施要領	39
XIII	中学校等における出願手続	40
XIV	高等学校の事務手続	44
XV	インターネット出願の流れ	45
XVI	入学者選抜学力検査結果の本人提供	46
XVII	様式各号	
(第1号)	【入学願書】（本人→中学校等→高等学校）	48
(第1号の2)	【入学願書（特色選抜用）】（本人→中学校等→高等学校）	49
(第1号の3)	【入学願書（第2次募集用）】（本人→中学校等→高等学校）	50
(参考)	【受検票】	51
(第2号)	【個人調査報告書】※令和4年3月以降卒業者用（中学校等→高等学校）	52

(第2号の2)	【個人調査報告書】※令和3年3月以前卒業者用(中学校等→高等学校)	53
(第3号)	【学習成績・特別活動の記録等概要表】(中学校等→高等学校)	54
(第4号)	【公立高等学校入学選抜出願者名簿】(中学校等→高等学校)	55
(第5号)	【志望理由書(手書き用)】(本人→中学校等→高等学校)	56
(第5号の2)	【志望理由書(端末入力用)】(本人→中学校等→高等学校)	57
(第6号)	【スポーツ活動実績証明書】(本人→中学校等→高等学校)	58
(第7号)	【転居等に係る地域認定願】 (本人→中学校等→居住予定地の地域内にある全日制課程普通科を設置する県立高等学校)	59
(第8号)	【地域内居住確認届】(本人→中学校等→高等学校)	60
(第9号)	【島根県公立高等学校入学志願承認願】(本人〔県外〕→中学校等→高等学校)	61
(第10号)	【海外在住状況説明書】(本人→中学校等→高等学校)	62
(第11号)	【公立高等学校特別入学志願許可書(許可願)】 (本人→中学校等→県教委又は松江市教委→中学校等→本人)	63
(第12号)	【公立高等学校入学選抜における特別措置に係る事前連絡書】 (中学校等→県教委)	64
(第12号の2)	【公立高等学校入学選抜における特別措置に係る事前連絡書】 (中学校等→高等学校(特色選抜用))	65
(第12号の3)	【公立高等学校入学選抜における特別措置に係る事前連絡書】 (中学校等→高等学校(一般選抜用))	66
(第13号)	【公立高等学校入学選抜における特別措置願】(中学校等→県教委)	67
(第14号)	【自己申告書】(本人→中学校等→高等学校)	68
(第15号)	【状況説明書】(中学校等→高等学校)	69
(第16号)	【校長副申書】(中学校等→高等学校)	70
(第17号)	【公立高等学校入学選抜辞退届】(中学校等→高等学校)	71
(第18号)	【学力検査「追検査」受検願】(中学校等→高等学校)	72
(第18号の2)	【申告書】(本人→中学校等→高等学校)	73
(第19号)	【学力検査「追検査」受検者名簿】(中学校等→高等学校)	74
(第20号)	【委任状】(中学校等→高等学校)	75
(第21号)	【公立高等学校入学選抜学力検査受検者名簿】(高等学校→中学校等)	76
(第22号)	【合格内定状況一覧表】(高等学校→中学校等)	77
(第23号)	【合格内定通知書】(高等学校→中学校等→本人)	78
(第24号)	【合格通知書】(高等学校→中学校等→本人)	79
(第25号)	【公立高等学校入学選抜学力検査得点状況調査票】(高等学校→学校教育課)	80
(第26号)	【公立高等学校入学選抜原簿(Ⅰ,Ⅱ)】(高等学校→学校教育課(各1部))	81
(第27号)	【公立高等学校合格者名原簿】(高等学校→学校教育課)	82
(第28号)	【公立高等学校 出願者・合格者 状況報告書】(高等学校→学校教育課)	83
(第29号)	【学力検査得点票】(学力検査結果の本人提供用)	84

※各様式は次のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/index.html

〔資料〕

(別記1)	島根県公立高等学校入学選抜特色選抜学力検査当日における 受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意	85
(別記2)	島根県公立高等学校入学選抜一般選抜学力検査当日における 受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意	86
(別表1)	令和8年度島根県公立高等学校入学選抜における総合選抜・スポーツ特別選抜での 募集人員・選抜方法等について	87
(別表2)	令和8年度島根県公立高等学校入学選抜における一般選抜での個人調査報告書と学力検査の比率等 及び第2次募集について	88
(別表3)	令和8年度島根県公立高等学校入学選抜における県外受検生の合格者数、地域外からの合格者数の 上限等について	89

島根県公立高等学校問合せ先一覧表	90
------------------	----

出願及び選抜に関する手続一覧表	91
-----------------	----

令和8年度島根県公立高等学校（島根県立高等学校及び松江市立皆美が丘女子高等学校。以下「公立高等学校」という。）入学者選抜は、この要綱の定めるところによる。この要綱に記載されていない事項については、島根県教育委員会が松江市教育委員会と協議の上で決定する。

I 出願の基本的事項

1 実施する入学者選抜

(1) 特色入学者選抜〔特色選抜〕

以下の(ア)(イ)(ウ)を総称して特色選抜という。なお、(ア)から(ウ)の複数の選抜に出願することはできない。

(ア)総合入学者選抜〔総合選抜〕

全ての公立高等学校の全日制課程において実施する。

(イ)中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜〔中高一貫特別選抜〕

飯南高等学校、吉賀高等学校において実施する。

(ウ)スポーツ推進指定校入学者選抜〔スポーツ特別選抜〕

「別表1」（87ページ）に示した指定競技の該当校において実施する。

(2) 一般入学者選抜〔一般選抜〕

全ての公立高等学校の全日制課程及び定時制課程において実施する。

(3) 第2次募集入学者選抜〔第2次募集〕

(1)及び(2)の選抜の結果、欠員が生じた全日制課程及び定時制課程において実施する。

(4) 通信制課程入学者選抜

宍道高等学校、浜田高等学校において実施する。

(1)から(3)の選抜と同時に出願することはできない。

2 応募資格

島根県公立高等学校入学者選抜に応募することのできる者は、国公立高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。なお、各選抜の出願資格についてはそれぞれの選抜のページを参照すること。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

〈参考：学校教育法施行規則〉

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 入学定員

別途公示し、「別表1」（87ページ）に記載する。

4 保護者が県内に居住する場合の出願

保護者が県内に居住する場合、原則として県内のいずれの公立高等学校にも出願することができる。
ただし、次の(1)、(2)の場合は、それぞれの記載によるものとする。

- (1) 次の「別表A」に掲げる高等学校普通科（以下「地域外制限の設定校・学科」という。）においては、保護者の居住地に応じて、次のとおり一般選抜及び第2次募集における合格者数を制限する。

＜別表A＞

学 校 名 (学 科 名)	地 域 (保護者の居住地)
松江北高等学校 (普 通 科)	松江市
松江南高等学校 (普 通 科)	
松江東高等学校 (普 通 科)	
出雲高等学校 (普 通 科)	出雲市

地域外制限の設定校・学科について、それぞれ左の表の右欄に示す地域以外（以下「地域外」という。）からの出願である場合、その合格者数は、松江北，松江南，松江東の各高等学校においては普通科の入学定員の10％以内，出雲高等学校においては普通科の入学定員の５％以内とする。なお，転居等に伴う地域外制限の設定校・学科への出願前手続については，20ページを参照のこと。

- (2) 県外の中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）から出願する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）を在籍又は出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出すること。

なお、一般選抜及び第2次募集において、地域外制限の設定校・学科（「別表A」を参照）を志願する場合は、保護者の居住地に応じて、(1)の制限を受ける。

5 保護者が県外に居住する場合の出願

保護者が県外に居住し、次の(1)又は(2)に該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）を在籍又は出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出すること（「別表B」を参照）。

- (1) 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

なお、一般選抜及び第2次募集において、地域外制限の設定校・学科（「別表A」を参照）に出願する場合は、保護者の居住予定地に応じて、4の(1)の制限を受ける。

- (2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）とする。ただし、高等学校長が認めた場合、親族以外を身元引受人とすることができる。

なお、一般選抜及び第2次募集において、地域外制限の設定校・学科（「別表A」を参照）に出願する場合は、身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、4の(1)の制限を受ける。

〈別表B〉

対象	(1) 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合	(2) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合
添付書類	〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の①及び②を添付すること ①保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料 ②島根県内の居住地が分かる資料 〈保護者が既に県内に居住している場合〉 ①保護者の住民票	〈身元引受人が志願者の親族の場合〉 ※次の①～③を添付すること ①身元引受人の承諾証明書（様式自由） ②志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（いずれも、様式自由） ③身元引受人の住民票 〈身元引受人が親族以外で、高等学校長が認めた場合〉 ※添付書類については当該高等学校に問い合わせること
提出期間	それぞれの選抜の出願期間	
提出先と提出方法	それぞれの選抜の志願先の高等学校長に在籍又は出身中学校等の校長を経由して提出	

6 身元引受人による出願者の合格者数の上限

5の(2)による出願（身元引受人による出願）については、その合格者数の上限を次のとおりとする。

ア 松江市内及び出雲市内の公立高等学校並びに分校・定時制課程

各高等学校の入学定員内において、身元引受人による出願者の合格者数を原則として4名以内とする。ただし、各高等学校長と所管の教育委員会との協議により、入学定員内において4名を超えて合格者を決定することがある。

イ ア以外の公立高等学校

各高等学校の入学定員内において、身元引受人による出願者の合格者数を4名を超えて各学校で定めることができる。この場合、上限の人数を各学校があらかじめ定め、島根県教育委員会が公表する（89ページの「別表3」を参照）。

（別表3より抜粋）

身元引受人による出願者の合格者数を原則として4名以内とする学校（17校）
松江北高等学校，松江南高等学校，松江東高等学校，松江工業高等学校（全日制），松江工業高等学校（定時制），松江商業高等学校，松江農林高等学校，宍道高等学校（定時制），三刀屋高校掛合分校，平田高等学校，出雲高等学校，出雲工業高等学校，出雲商業高等学校，出雲農林高等学校，大社高等学校，浜田高等学校（定時制），松江市立皆美が丘女子高等学校
身元引受人による出願者の合格者数を4名を超えて定めることができる学校（22校）
安来高等学校，情報科学高等学校，大東高等学校，横田高等学校，三刀屋高等学校，飯南高等学校，大田高等学校，邇摩高等学校，島根中央高等学校，矢上高等学校，江津高等学校，江津工業高等学校，浜田高等学校（全日制），浜田商業高等学校，浜田水産高等学校，益田高等学校，益田翔陽高等学校，吉賀高等学校，津和野高等学校，隠岐高等学校，隠岐島前高等学校，隠岐水産高等学校

7 複数学科等への出願

それぞれの選抜において、志願者は2校以上の公立高等学校に出願することはできない。

ただし、一般選抜及び第2次募集においては、同一学校内に複数の課程、学科がある場合には、第2、第3、第4志望まで順位をつけて出願することができる。

また、一般選抜及び第2次募集において、本校とその分校を併願する場合は、本校、分校併せて1校として取扱うものとする。この場合、第1志望学科を設置する本校又は分校へ出願する。

8 出願の方法

- (1) 志願者は、インターネット出願システムにより、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に出願手続きを行う。
- (2) インターネット出願システムによる出願に必要なID等の情報は、在籍又は出身中学校等に問い合わせる。
- (3) 在籍又は出身中学校等の校長は、出願を承認した志願者に関する書類等を、インターネット出願システム及び郵送等により、出願期間内に志願先の高等学校長へ提出する。

9 出願後の辞退

一般選抜及び第2次募集において、何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合、在籍又は出身中学校等の校長は公立高等学校入学者選抜辞退届（以下「辞退届」という）（様式第17号）を提出する。詳細は26ページ又は35ページを参照すること。また、特色選抜においても、これに準じる。

10 その他

- (1) 帰国・外国人生徒等の出願及び特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願については、Ⅱ及びⅢに示す。
- (2) 提出書類を手書きで記入する場合は、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）とする。
- (3) 氏名が常用漢字以外の登録されていない漢字の場合、パソコン等による入力については変換できる常用漢字で代用し、環境依存文字（機種依存文字）や外字エディタ等で作成された漢字は用いないこと。

Ⅱ 帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置

1 海外から帰国する生徒又は海外から日本に移住する生徒等の出願

(1) 出願許可申請

海外からの帰国生徒等が出願する場合は、Ⅰの2の(3)に定める応募資格の確認のため、「別表C」に定める手続きにより、出願の許可を申請すること。

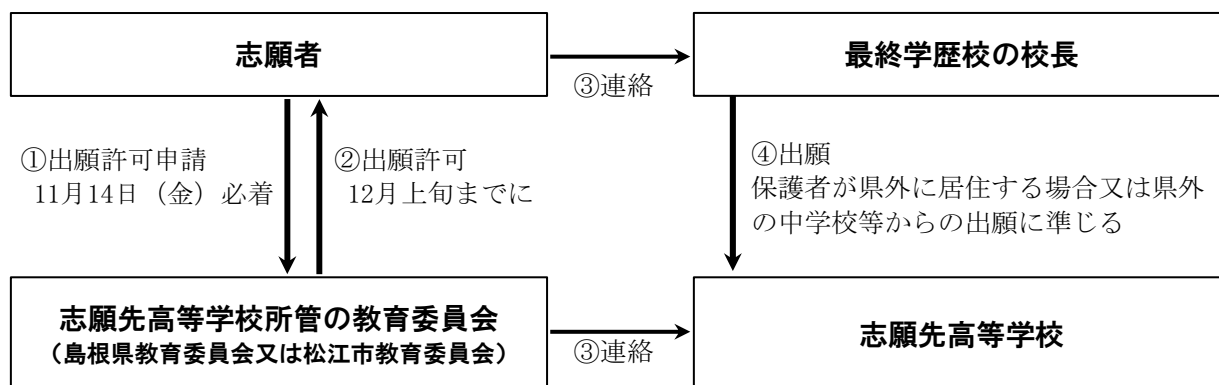
＜別表C＞

申請期限	令和7年11月14日（金）必着 ※志願先高等学校が申請後に変更になった場合は、速やかに志願先高等学校所管の教育委員会に連絡すること。
申請先	志願先高等学校所管の教育委員会
提出書類	海外在住状況説明書（様式第10号）1通 様式第10号により作成し、最終学歴校の校長が証明したもの。 ただし、最終学歴校の校長による証明が困難な場合は、当該校における在籍証明又は記載内容を証明する資料等を添付すること。
出願許可	志願先高等学校所管の教育委員会は、令和7年12月上旬までに「出願許可書」を志願者本人のメールアドレス（申請時に申告したもの）に送信するとともに、出願を許可した志願者について、志願先高等学校に事前連絡し、海外在住状況説明書の写し等を送付する。

(2) 出願手続

上記(1)で出願許可を受けた者に限り出願できる。出願に際しては、Ⅰの5「保護者が県外に居住する場合の出願」に準じて行うこと。

なお、出願にあたっては、個人調査報告書（様式第2号）に代わって成績証明書を提出することができる。その場合、健康診断書を添付すること。



※ 松江市教育委員会が受け取った海外在住状況説明書については、その写しを島根県教育委員会に送付する。

2 日本の中学校等を卒業若しくは卒業見込みの帰国生徒又は外国人生徒の出願

特色選抜、一般選抜、第2次募集に出願する場合は、それぞれに定めた出願手続きに従うものとする。

保護者が県外に居住する場合、又は県外の中学校等から出願する場合は、2ページを参照すること。

なお、中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの帰国生徒又は外国人生徒の出願も上記に準じる。

3 帰国・外国人生徒等の特別措置

1 及び 2 に該当する帰国・外国人生徒等が検査時における特別な措置を希望する場合、志願先の高等学校長と島根県教育委員会等が事前に協議の上、以下の手続きに従って特別な措置を講じることができる。

(1) 対象となる生徒

I の 2 に定める応募資格があり、学校生活において日本語指導が必要と認められる者のうち、原則として次の (7) 又は (4) に該当する者とする。

(7) 帰国生徒で、原則として外国における在学期間が継続して 2 年以上で、かつ、帰国後 2 年以内又は帰国予定の場合

(4) 外国人生徒等で、原則として小学校第 4 学年以上の学年に編入学した場合

(2) 特別措置における配慮事項

上記(1)に該当する志願者に対して、入学者選抜の検査時における特別措置として次のような措置を講じることができる。

(7) 検査時間を延長すること

(4) 検査問題の漢字にルビを振ること

(ウ) 検査教科の一部を減じること（特色選抜を除く）

なお、(ウ)の場合、当該高等学校長は作文を検査に加えることができる。また、必要がある場合、当該高等学校長は面接を行うことができる。

(3) 事前連絡

上記(1)に該当する志願者が(2)の措置を希望する場合、当該生徒の在籍若しくは出身の中学校等の校長又は日本人学校等の校長は、「別表 D」のとおり島根県教育委員会に事前連絡書（様式第 12 号）を、志願先として検討している公立高等学校長に**選抜区分ごと**の事前連絡書（様式第 12 号の 2 又は様式第 12 号の 3）を提出すること。

なお、在籍又は出身の学校長からの提出が困難な場合は、保護者を通して島根県教育委員会に直接電話等により連絡すること。

事前連絡書の提出後、志願先高等学校が変更になった場合は、速やかに当該高等学校長と島根県教育委員会に連絡すること。

〈別表 D〉

申請期限	令和 7 年 11 月 14 日（金）（必着）	
申請先	島根県教育委員会	志願先として検討している 高等学校
提出書類	特別措置に係る事前連絡書（様式第 12 号） その際、海外在住状況説明書（様式第 10 号） を添付すること（海外からの帰国生徒等のうち、 5 ページ「別表 C」の手続きにより、すでに様式 第 10 号を志願先高等学校所管の教育委員会に提出 している者については、不要）。	選抜区分ごと の事前連絡書 （様式第 12 号の 2 又は様式 第 12 号の 3）

(4) 申請および特別措置実施の決定

(3)に定める事前連絡を経て、**選抜区分ごと**に「別表E」の手続きにより申請すること。その後島根県教育委員会は、志願先の高等学校長等と協議の上、特別措置の実施について決定する。

＜別表E＞

申請期限	特 色 選 抜 令和7年12月15日（月）（必着） 一 般 選 抜 令和8年 1月30日（金）（必着） 第2次募集 令和8年 3月17日（火）15時（必着）
申 請 先	島根県教育委員会
提出書類	公立高等学校入学者選抜における特別措置願（様式第13号）
補 足	海外からの帰国生徒等志願者が申請をした場合は、申請時に申告したメールアドレス等に結果を通知する。

(5) その他

特色選抜、一般選抜の両方において特別措置の申請をした者が特色選抜に合格内定した際、在籍又は出身の学校長は、一般選抜の志願先高等学校長及び島根県教育委員会にその旨を速やかに連絡すること。

4 選 抜

- (1) 原則として入学定員の枠内において選抜を行う。
- (2) 上記3の(2)(ウ)の場合については、個人調査報告書等において資料が整わない場合として取扱い、選抜において十分配慮し、検討を加える。

Ⅲ 特別な配慮や支援を必要とする生徒の出願及び特別措置

障がい、事故、病気等の理由により、個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「支援計画等」という。）に基づき中学校等で日常的に配慮や支援を受けており、検査時における特別な配慮や支援を必要とする志願者がいる場合、志願先の高等学校長と島根県教育委員会等が協議の上、以下の手続きに従って特別な措置を講じることができる。

1 事前連絡

上記に該当する志願者がいる場合、当該生徒の在籍又は出身の中学校等の校長は、「別表F」のとおり島根県教育委員会に特別措置に係る事前連絡書（様式第12号）を、志願先として検討している公立高等学校長に**選抜区分ごと**の特別措置に係る事前連絡書（様式第12号の2又は様式第12号の3）を提出すること。

なお、特別措置に係る事前連絡書の提出を受けて、島根県教育委員会が当該生徒の在籍又は出身の中学校等の校長に内容確認等のため連絡をする場合がある。

特別措置に係る事前連絡書の提出後、志願先高等学校が変更になった場合は、速やかに当該高等学校長と島根県教育委員会に連絡すること。

＜別表F＞

期 限	令和7年11月14日（金）（必着）	
申 請 先	島根県教育委員会	志願先として検討している高等学校
提出書類	特別措置に係る事前連絡書（様式第12号）	選抜区分ごと の特別措置に係る事前連絡書（様式第12号の2又は様式第12号の3）

2 申請および特別措置実施の決定

1に定める事前連絡を経て、**選抜区分ごと**に「別表G」の手続きにより申請すること。その後、島根県教育委員会は、志願先の高等学校長等と協議の上、特別措置の実施について決定する。

＜別表G＞

申請期限	特 色 選 抜 令和7年12月15日（月）（必着） 一 般 選 抜 令和8年1月30日（金）（必着） 第2次募集 令和8年3月17日（火）15時（必着）
申 請 先	島根県教育委員会
提出書類	公立高等学校入学者選抜における特別措置願（様式第13号） 医師の診断書（写し）又は検査結果（写し）等 ※事前連絡を受けて、状況に応じて志願者及び保護者の同意を得た上で支援計画等（写し）の提出を求める場合がある。

3 特別措置における配慮事項

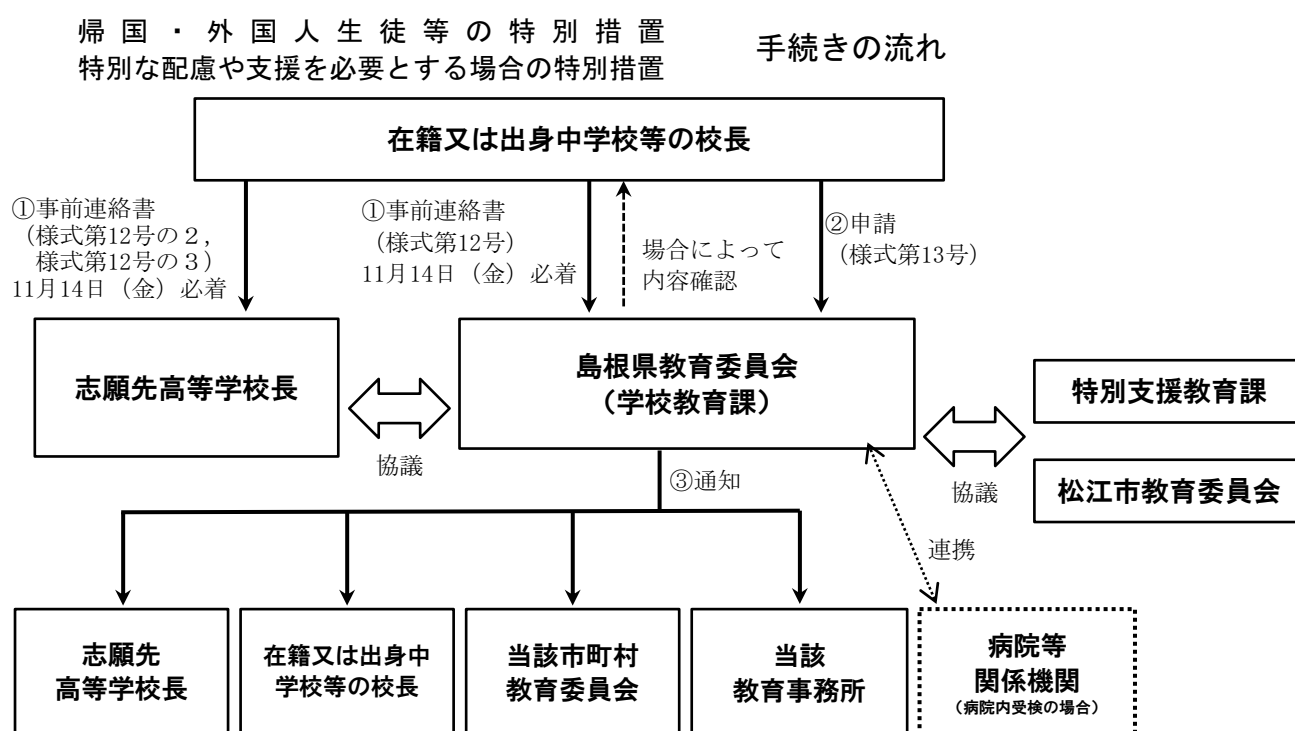
特別措置における配慮事項には、中学校等での日常的な配慮や支援の状況により、次のような例が考えられる。

なお、記載がない事項についても、特別な措置を講じる場合がある。

配 慮 事 項	例
検査室や座席に関する配慮	・別室での受検（病院等を含む） ・座席の指定
時間に関する配慮	・検査時間の延長
検査室に持込みができるものに関する配慮	・補聴器の持込み使用 ・拡大鏡の持込み使用
聞き取り検査に関する配慮	・ＣＤプレイヤーによるリスニング検査
その他の配慮	・口頭による検査問題の読み上げ ・問題用紙，解答用紙の拡大 ・問題用紙の漢字ルビ振り

4 その他

- (1) 令和7年11月14日（金）以降において、不慮の事故等により、新たに特別な配慮や支援が必要となった志願者がいる場合は、当該生徒の在籍又は出身中学校等の校長は、**速やかに島根県教育委員会へ電話連絡の上、8ページの「別表F」のとおり事前連絡の手続きを行うこと。**
- (2) 一般選抜において特別措置を申請した者が志願変更する際、在籍又は出身の中学校等の校長は、出願先高等学校長（既に出願していた学校の校長）及び志願変更先高等学校長並びに島根県教育委員会にその旨を速やかに連絡すること。
- (3) 検査日当日に、感染症等の疑いで特別な配慮を必要とする出願者がいる場合、当該生徒の在籍又は出身中学校等の校長は、速やかに志願先高等学校長及び島根県教育委員会へ電話連絡した上で、島根県公立高等学校入学者選抜における特別措置願（様式第13号）を提出すること。
加えて学力検査場に関する特別措置の対象である場合は、学力検査場となる高等学校長にも連絡すること。
- (4) 特色選抜、一般選抜の両方において特別措置の申請をした者が特色選抜に合格内定した際、在籍又は出身の中学校等の校長は、一般選抜の志願先高等学校長及び島根県教育委員会にその旨を速やかに連絡すること。



Ⅳ 長期欠席者等に配慮した選抜方式

全日制・定時制課程の全ての学科における、一般入学者選抜及び第2次募集において、次の1に掲げる生徒に対して、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を行うことができる。

1 対象となる生徒

保護者が県内に居住している、又は県外に居住している場合であっても転勤等による一家転住等により保護者が県内に居住する予定のある中学校3年生（義務教育学校9年生）で、中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等^(※)のうち、高等学校入学後の学校での学びに意欲を持ち、当該選抜方式での出願を希望する者

※中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等

病気、経済的理由をはじめ何らかの要因により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあったため、いずれかの学年で欠席日数が30日以上、又は欠席日数が30日未満の者のうち保健室等の校内の別室や教育支援センター等への登校等により教室での学びが十分にできていない者

2 この選抜方式による募集人員

特に定めない

（全日制・定時制課程の全ての学科において、各学科の一般入学者選抜及び第2次募集それぞれの募集人員の内数とする。）

3 事前連絡

この選抜方式を希望する志願者がいる場合、志願者が在籍する中学校等の校長は、「別表H」とおり志願先として検討している公立高等学校長に事前に連絡すること。

＜別表H＞

期 限	原則として、令和7年11月28日（金）まで
事前連絡 の手続き	志願先として検討している当該高等学校長に対し、志願者が長期にわたって欠席した期間・日数等の状況、中学校等在学中の学びの状況等について、電話等により事前連絡を行うこと。

4 出願手続

この選抜方式で出願する場合、3に定める事前連絡を経た上で、志願者は一般入学者選抜又は第2次募集のインターネット出願システムにおいて指定欄にその旨を入力し、「別表I」に示す自己申告書（様式第14号）を在籍中学校等の校長に提出すること。在籍中学校等の校長は、志願者が提出した自己申告書に「別表I」に示す状況説明書（様式第15号）を加えて、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出すること。

なお、この選抜方式で出願する場合、志願者の個人調査報告書（様式第2号）の提出を要しない。

〈別表Ⅰ〉

提出書類	① 自己申告書（様式第14号） 志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。 なお、在籍する中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。 その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、在籍する中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。 ② 状況説明書（様式第15号） 志願者が長期にわたって欠席した期間・日数等の状況、中学校等在学中の学びの状況のほか、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等学校内外での諸活動の記録について、在籍する中学校等の校長が記載する。
提出期間	一般入学者選抜又は第2次募集それぞれの出願期間
提出先と提出方法	それぞれの選抜において、在籍中学校等の校長を経由して志願先の高等学校校長に提出

5 選抜の方法

学力検査、面接及び実技検査（実技検査は一部の学科のみ）の結果を選抜の資料とする。選抜における学力検査、面接及び実技検査の比率は、一般入学者選抜又は第2次募集に準じて行う。選抜は、当該選抜方式での出願者を除いた一般入学者選抜又は第2次募集の学力検査の素点を参考に行う。

6 その他

- (1) 一般入学者選抜においてこの選抜方式による出願をしなかった者が、第2次募集においてこの選抜方式による出願をすることはできない。

なお、第2次募集においては、一般選抜で出願した学校（志願変更をした場合には、志願変更後の学校）に再度出願することはできない。ただし、本校のみへ出願していた場合の分校への出願、分校のみへ出願していた場合の本校への出願、及び定時制課程のみに再出願する場合はその限りではない。

- (2) 出願者数の発表に当たっては、この選抜方式での出願者数を一般入学者選抜又は第2次募集の全体の出願者数に含めて発表する。
- (3) 合格発表に当たっては、全て一般入学者選抜又は第2次募集の合格者として発表する。

V 総合入学者選抜（総合選抜）

1 実施校・学科

公立高等学校全日制課程の全ての学科において実施する。

2 募集人員（87ページの「別表1」及び89ページの「別表3」を参照）

体育科を除き当該学科の入学定員の10～40％程度までで各公立高等学校が定め、募集要項に明記する。

3 出願

(1) 出願資格

原則として、令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、かつ、次の(7)から(9)の全てに該当する者とする。

なお、海外からの帰国生徒等の出願については、Ⅱの1の(1)で定める手続きにより、事前に出願許可を得た者に限り出願できる。

(7) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること

(8) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること

(9) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること

その他、スポーツ活動、文化・芸術活動、ボランティア活動等の項目（以下「出願に係る項目」という。）があれば、各公立高等学校が要件を定め、募集要項に明記する。

なお、中高一貫特別選抜、スポーツ特別選抜と併せて出願することはできない。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和8年1月7日(水) 0時（午前0時）から1月9日(金)17時までとする。

イ アによらない書類

令和8年1月7日(水)から1月9日(金)17時までとする。

持込みの場合：3日間とも9時から17時まで

郵送の場合：1月9日(金)17時以降に届いたものについては、1月8日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業する見込み又は修了する見込みの中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。ただし、入学願書の提出は1人1校1学科に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
志望理由書 (様式第5号又は様式第5号の2)		様式第5号又は様式第5号の2により作成し、アップロードする。
志願先高等学校が指定した書類等	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	作文、課題レポート等
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。2ページを参照） ・自己申告書（様式第14号） 等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・総合選抜又はスポーツ特別選抜のいずれかで提出すればよい。	
公立高等学校入学 者選抜出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜区分ごとに作成する。	
志願先高等学校が 指定した書類等	郵送又は持ち込み	志願者から提出 のあった書類等 を取りまとめて 志願先高等学校 長に提出する。	作文、課題レポート等
その他志願者が出 願にあたって必要 な書類			・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類 ・自己申告書(様式第14号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

2ページを参照すること。

なお、提出書類及び出願期間等は、91ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(5) 自己申告書の提出

(7) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き(消せる筆記具は不可)又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(4) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を在籍中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、在籍中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、在籍中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

5 選抜のための検査

(1) 検査方法

総合選抜においては、面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、学力検査(島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査又は各高等学校が作成する学力検査)、実技等から各高等学校が2つ以上を指定し実施する。

(2) 島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査

ア 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(7)、(4)の方針により出題する。

(7) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

- (イ) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

イ 実施期日及び教科とその配点

実施期日は令和8年1月21日（水）の1日とし、各検査場とも下記の教科を一斉に実施する。また、検査時間は60分とする。ただし、英語科における放送による問題は実施しない。

なお、学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については、85ページを確認すること。

1月21日（水） 9：20～10：20	教科	配点
	国語，数学，英語 (各教科の時間配分は定めない)	各教科20点満点

(3) 各高等学校が作成する学力検査

ア 出題の方針

出題の方針については上記(2)の**ア**に準じる。

イ 実施期日及び教科とその配点

実施期日、教科及び配点については当該高等学校長が指定する。

(4) 検査場

選抜に係る検査場については、原則として出願先の高等学校とする。

(5) 検査日時

検査日時については当該高等学校長が指定する。ただし、島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査を実施する場合は、上記(2)の**イ**に従う。

6 選抜

当該高等学校長は、提出された書類及び当該高等学校が指定した2つ以上の選抜検査をもとに総合的に判断して選抜を行う。

7 合格内定通知

合格内定の有無について、当該高等学校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また、合格内定者へは、当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日（木）10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日（金）10時とする。

8 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 総合選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、総合選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

Ⅵ 中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（中高一貫特別選抜）

1 実施校

飯南高等学校，吉賀高等学校

2 募集人員（89ページの「別表 3」を参照）

入学定員内で各実施校が定め，募集要項に明記する。

3 出願

(1) 出願資格

次の(7)又は(イ)に該当し，令和 8 年 3 月卒業見込みの者とする。

(7) 飯南町立頓原中学校又は飯南町立赤来中学校に在籍し，飯南高等学校を志願し入学の意思が確実である場合。

(イ) 吉賀町立柿木中学校，吉賀町立吉賀中学校又は吉賀町立六日市中学校に在籍し，吉賀高等学校を志願し入学の意思が確実である場合。

なお，総合選抜，スポーツ特別選抜と併せて出願することはできない。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和 8 年 1 月 7 日(水) 0 時（午前 0 時）から 1 月 9 日(金)17 時までとする。

イ アによらない書類

令和 8 年 1 月 7 日(水)から 1 月 9 日(金)17 時までとする。

(3) 出願手続

ア 志願者は，次に掲げるものを，中学校の校長を経由して，所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第 1 号の 2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面，縦 4：横 3 の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，6 か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
自己報告書	中学校の校長を 経由して，持ち 込み	志願先高等学校が指定した様式
その他志願先高等学校長が提出を求めた書類		・課題レポート 等

イ 中学校の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
公立高等学校入学者 選拔出願者名簿 (様式第4号)	インターネット 出願システム	・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜の種類ごとに作成する。	
個人調査報告書 (様式第2号)		・<u>志願先高等学校長からの求めがある場合のみ</u>。 ・必要な情報の登録をもって提出とする。	
志願先高等学校長が 提出を求めた書類	持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて志願先高等学校長に提出する。	・自己報告書 その他志願先高等学校長が提出を求めた書類（課題レポート等）

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

5 選抜のための検査

中高一貫特別選抜においては、学力検査は実施せず、面接を行う。

(1) 面接日

当該高等学校長が指定する日

(2) 面接場所

出願先高等学校

(3) その他

連携型中高一貫教育校の特色に応じて、作文を実施することができる。

6 選抜

当該高等学校長は、面接及び自己報告書により、総合的に判断して選抜を行う。また、提出された個人調査報告書や課題レポート、実施した作文を選抜の資料に加えることができる。

7 合格内定通知

合格内定の有無について、当該高等学校長から連携中学校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また、合格内定者へは、当該高等学校長から連携中学校の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日(木)10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日(金)10時とする。

8 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 中高一貫特別選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、中高一貫特別選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

Ⅶ スポーツ推進指定校入学者選抜（スポーツ特別選抜）

1 実施校及び指定競技

「別表 1」（87ページ）のとおりとする。

2 募集人員（89ページの「別表 3」を参照）

1 校において指定競技が 1 競技である場合は 1 校当たり 4 名以内、2 競技である場合は 1 校当たり 8 名以内とし、1 校において指定競技が 3 競技以上である場合は 1 校当たり 12 名以内とする。

なお、同一校において同一の指定競技が男女それぞれにある場合はそれぞれ 1 競技とする。

また、県外の中学校等を卒業見込みの者の合格者数（以下、「県外からの合格者数」という。）の上限は各公立高等学校で定める。この場合、松江市内及び出雲市内の高等学校については、県外からの合格者数の上限を 4 名以内で定めることとする。

3 出願

(1) 出願資格

原則として、令和 8 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、かつ、次の(ア)から(オ)の全てに該当する者とする。

なお、海外からの帰国生徒等の出願については、Ⅱの 1 の(1)で定める手続きにより、事前に出願許可を得た者に限り出願できる。

(ア) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること

(イ) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること

(ウ) スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること

(エ) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること

(オ) 入学後、応募したスポーツの継続的な活動を希望すること

なお、総合選抜、中高一貫特別選抜と併せて出願することはできない。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和 8 年 1 月 7 日(水) 0 時（午前 0 時）から 1 月 9 日(金)17 時までとする。

イ アによらない書類

令和 8 年 1 月 7 日(水)から 1 月 9 日(金)17 時までとする。

持込みの場合：3 日間とも 9 時から 17 時まで

郵 送 の 場 合：1 月 9 日(金)17 時以降に届いたものについては、1 月 8 日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。ただし、入学願書の提出は 1 人 1 校 1 学科に限る。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第 1 号の 2)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦 4：横 3 の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6 か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。

志望理由書 (様式第5号又は様式第5号の2)	インターネット 出願システム	様式第5号又は様式第5号の2に所定の内容を記入又は入力し、アップロードする。
スポーツ活動実績証明書(様式第6号)及び添付書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	様式第6号により作成し、添付書類と併せて提出
志願先高等学校が指定した書類等		作文、課題レポート等
その他志願者が出願にあたって必要な書類		・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。2ページを参照) ・自己申告書(様式第14号) 等

イ 中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・スポーツ特別選抜又は総合選抜のいずれかで提出すればよい。	
公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜の種類ごとに作成する。	
スポーツ活動実績証明書(様式第6号)及び添付書類	郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて志願先高等学校長に提出する。	
志願先高等学校が指定した書類等			作文、課題レポート等
その他志願者が出願にあたって必要な書類			・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類 ・自己申告書(様式第14号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

エ 出願先高等学校長は、必要に応じて中学校等の校長に対して賞状の写し等の補助資料を求めることができる。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

2ページを参照すること。

なお、提出書類及び出願期間等は、91ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(5) 自己申告書の提出

(7) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き(消せる筆記具は不可)又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(4) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を在籍中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、在籍中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、在籍中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年1月16日(金)から1月20日(火)

5 選抜のための検査

(1) 検査方法

スポーツ特別選抜においては、面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、学力検査（島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査又は各高等学校が作成する学力検査）、実技等から各高等学校が2つ以上を指定し実施する。

(2) 島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査

島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査の出題方針等については、Ⅴの5の(2)に準じる。

(3) 各公立高等学校が作成する学力検査

各公立高等学校が作成する学力検査の出題方針等については、Ⅴの5の(3)に準じる。

(4) 検査場

選抜に係る検査場については、原則として出願先の高等学校とする。

(5) 検査日時

検査日時については当該高等学校長が指定する。ただし、島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成する学力検査を実施する場合は、Ⅴの5の(2)のイに従う。

6 選抜

当該高等学校長は、提出された書類及び当該高等学校が指定した2つ以上の選抜検査をもとに総合的に判断して選抜を行う。

7 合格内定通知

合格内定の有無について、当該高等学校長から中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第22号）により通知する。また、合格内定者へは、当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第23号）により通知する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

以上の通知は、令和8年1月29日(木)10時以降に行う。

また、合格発表は、令和8年3月13日(金)10時とする。

8 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) スポーツ特別選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格に係る通知・文書等を中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、スポーツ特別選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

VIII 一般入学者選抜（一般選抜）

1 募集定員

入学定員から各公立高等学校の各学科の総合選抜・中高一貫特別選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

2 出願

(1) 出願資格

I の 2 に定める応募資格のある者とする。

なお、海外からの帰国生徒等の出願については、II の 1 の (1) で定める手続きにより、事前に出願許可を受けた者に限り出願できる。

(2) 出願及び関係書類提出期間

ア インターネット出願システムにより提出する書類

令和 8 年 2 月 2 日 (月) 0 時 (午前 0 時) から 2 月 5 日 (木) 12 時までとする。

イ アによらない書類

令和 8 年 2 月 2 日 (月) から 2 月 5 日 (木) 12 時までとする。

持込みの場合：2 月 2 日 (月), 2 月 3 日 (火), 2 月 4 日 (水) は 9 時から 17 時まで

2 月 5 日 (木) は 9 時から 12 時まで

郵送の場合：2 月 5 日 (木) 12 時以降に届いたものについては、2 月 4 日 (水) までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 転居等に伴う地域外制限の設定校・学科への出願前手続

I の 4 の (1) の「別表 A」の地域外制限の設定校・学科に出願する者のうち、保護者が県内に居住し、次の (7) 又は (イ) に該当する場合は、出願に当たり**所定の期間内に**転居等に係る地域認定願（様式第 7 号）を出願する予定の高等学校長へ提出し、許可を受けることにより、当該学校・学科の**地域内**からの出願として扱いを受ける。

(7) 保護者の居住地が出願する学校・学科の地域外にあり、転勤等による転居等の正当と認められる理由がある場合

(イ) 志願者本人が県内の他の地域に居住し、出願する学校・学科の地域内に居住する保護者との同居を予定している場合

なお、正当と認められる理由があるとして許可を得た者は、一般選抜における出願、志願変更による出願、及び第 2 次募集における出願のいずれにおいても、対象となる学校の**普通科**を志望する際には、地域内としての扱いを受ける。

また、転居が県外からの場合は、I の 5 の手続きを必要とする。

《松江市内へ転居等をする場合の「転居等に係る地域認定願」の提出先等》

保護者又は志願者本人が松江市以外に居住し、I の 4 の (1) の「別表 A」の松江市内の地域外制限の設定校・学科（松江北、松江南、松江東の各高等学校普通科）への出願に関して、転居等に係る地域認定願（様式第 7 号）を提出する場合には、**所定の期間内に一般選抜に出願する予定の高等学校長へ提出する**。提出先の許可を受けた場合、**松江市に保護者の居住地がある者として扱いを受ける**。

なお、転居等に係る地域認定願（様式第 7 号）を提出した以外の松江市内の地域外制限の設定校・学科へ出願する場合には、その写しを出願時に提出する。（21 ページの「図 1」を参照）

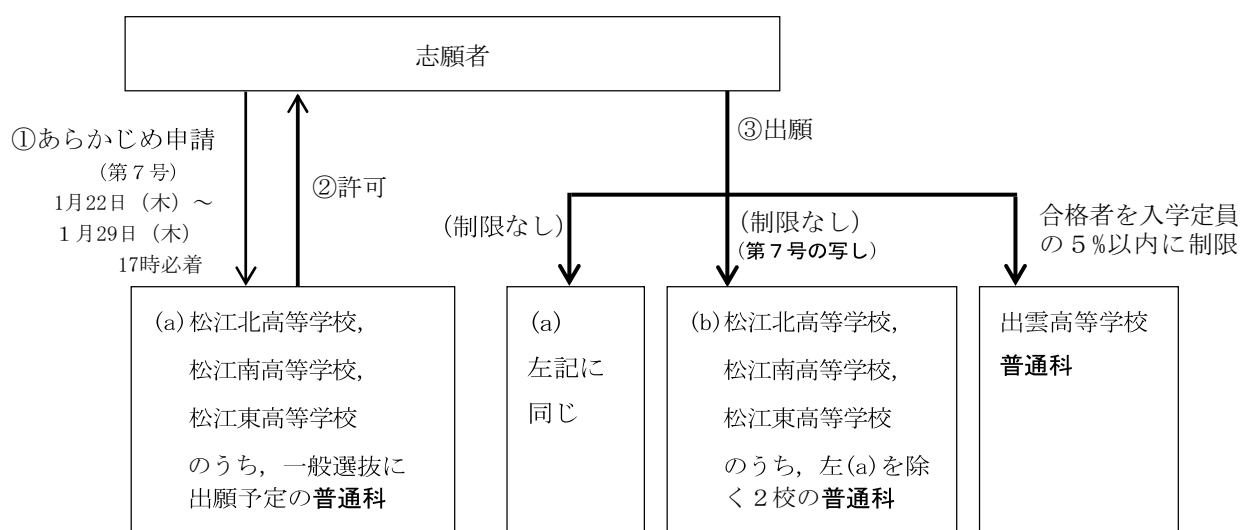
《出雲市内へ転居等をする場合の「転居等に係る地域認定願」の提出先等》

保護者又は志願者本人が出雲市以外に居住し、Ⅰの４の(1)の「別表Ａ」の出雲市内の地域外制限の
 設定校・学科（出雲高等学校普通科）への出願に関して、転居等に係る地域認定願（様式第７号）
 を提出する場合には、**出雲高等学校長へ提出する**。提出先の許可を受けた場合、**出雲市に保護者の
 居住地がある者として扱いを受ける**。

転居等に係る地域認定願（様式第７号）の提出手続		
	(ア) 保護者の居住地が出願する学校・学科の地域外にあり、転勤等による転居等の正当と認められる理由がある場合	(イ) 志願者本人が県内の他の地域に居住し、出願する学校・学科の地域内に居住する保護者との同居を予定している場合
提出できる期間	令和８年１月２２日（木）から１月２９日（木）１７時（必着） ※志願変更も含めて、一般選抜以降（一般選抜、一般選抜の志願変更、第２次募集）のいずれかの出願で提出する可能性がある場合は、この期間内にあらかじめ提出する必要がある（様式第７号の写しを必ず保管しておくこと）。	
提出先	一般選抜に出願予定の高等学校長	
添付書類	※次の①及び②を添付すること ①保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料 ②転居先の居住地が分かる資料	①保護者の住民票
関連する手続	Ⅰの４の(1)の「別表Ａ」に該当する学校・学科に対して、一般選抜、一般選抜の志願変更、第２次募集など複数回の出願機会が生じた場合は、２回目以降のそれぞれの出願の際に、「提出できる期間」に提出した様式第７号の写しを提出する。	

<図１>

保護者又は志願者本人が**県内（松江市以外）**に居住しており、**松江市に転居等の予定がある**
 場合の手続と制限等



(4) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号)	インターネット出願システム	(ア) 必要な情報の登録をもって提出とする。 (イ) 留意事項 ① 本校と分校を併願する場合、及び全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は次のように入力する。 ・本校とその分校を併願する場合は、第2志望学科欄に、本校名又は分校名と学科名を入力する。 ・全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は、第2・第3・第4志望学科欄に、課程と学科名を入力する。 ② 学力検査場について特別措置を願い出る場合（後述する8の(4)の(ア)から(ウ)に該当する場合は、所定の欄に入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し （正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、転居等に係る地域認定願を提出した以外の、松江市内の地域外制限の設定校・学科を志願する場合） ・地域内居住確認届（様式第8号） （保護者の居住地は地域内であるが、正当と認められる理由により、保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者で、地域内の高等学校を志願する場合） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 （保護者が県外に居住する場合又は在籍又は出身中学校等が県外の場合。2ページを参照） ・調査票 （面接の資料として高等学校で作成している場合、当該高等学校で作成された様式） ・自己申告書（様式第14号） 等

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第3号)		・中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。 ・特色選抜で既に提出している中学校等も提出する。	
公立高等学校入学志願者選抜出願者名簿 (様式第4号)		・中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。 ・選抜の種類ごとに作成する。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持ち込み	志願者から提出のあった書類等を取りまとめて志願先高等学校長に提出する。	・転居等に係る地域認定願(様式第7号)の写し ・地域内居住確認届(様式第8号) ・島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第9号)及び添付書類 ・調査票 ・自己申告書(様式第14号) ・状況説明書(様式第15号) 等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、受検料2,200円を納付する。

特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。

その場合、インターネット出願システムを通じて入学検定料800円のみを納付する。

(5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

2ページを参照すること。

なお、提出書類及び出願期間等は、91ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(6) 自己申告書の提出

(7) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き(消せる筆記具は不可)又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(4) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、在籍又は出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

(7) 長期欠席者等に配慮した選抜方式による出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは、10ページの「Ⅳ 長期欠席者等に配慮した選抜方式」に示すところによる。

(8) その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

3 出願状況の発表

上記 2 による出願者の状況を、令和 8 年 2 月 6 日(金)の10時に、島根県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の**志願変更後**の出願者の状況を、2月18日(水)の14時に、同ホームページで発表する。

4 志願変更

上記 2 により出願をした者が希望する場合には、1 回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科(部)に志願変更することができる。

ただし、第 1 志望が変わらない変更は認めない。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への申請期間は令和 8 年 2 月 9 日(月)0 時(午前 0 時)から 2 月 12 日(木)17 時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

イ 志願変更先高等学校への出願期間は令和 8 年 2 月 13 日(金)0 時(午前 0 時)から 2 月 16 日(月)17 時までとする。インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して手続きする。

インターネット出願システムによらない書類の提出は、在籍又は出身中学校等の校長を経由して持ち込み又は郵送により提出する。

持込みの場合：2 月 13 日(金)9 時から 2 月 16 日(月)17 時までとする。

郵送の場合：2 月 16 日(月)17 時以降に届いたものについては、**2 月 13 日(金)までの消印**があるものに限り受け付ける。なお、郵送の場合は、在籍又は出身中学校等の校長から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、インターネット出願システムにより在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に申請する。

イ 志願変更届を受け付けた高等学校長は、次の手続きを行う。

(7) 申請された志願変更手続きの内容を確認し、承認の処理を行う。

(4) 先に受け付けた出願書類のうち、公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第 4 号)(一般選抜用)について、該当する出願者の氏名等に一重線を引き、名簿から削除する。

(ウ) 入学願書及び個人調査報告書並びにその電子データについて、該当者のものを破棄する。出願時にその他の書類が提出されていた場合には、併せて破棄する。

ただし、同一学校内の他の課程、学科(部)に志願変更する場合、以下の書類は破棄せずに保存する。

① 転居等に係る地域認定願(様式第 7 号)の写し

② 地域内居住確認届(様式第 8 号)

③ 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第 9 号)及び添付書類

ウ 志願変更を承認された者は、「**2 出願 (4)出願手続**」の**ア**に準じる書類を、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願変更先の高等学校に提出する。ただし、以下の点に留意すること。

・同一学校内の他の課程、学科(部)に志願変更をする場合、上記イの(ウ)の①から③の書類を再度提出する必要はない。

- ・所定の期間内に転居等に係る地域認定願（様式第7号）を提出していなかった者が、志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。ただし、保護者の転勤等による転住に伴い、Ⅰの4の(1)の「別表A」に定める地域外制限の設定校・学科への変更又は「別表A」に定める地域の変更を伴う志願変更が生じた場合には、26ページの「5 特別入学志願許可の取扱い」によること。

エ 在籍又は出身中学校等の校長は、「2 出願 (4)出願手続」のイに準じる書類を、所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。ただし、以下の点に留意すること。

- ・公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第4号）は、志願変更用として志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出する。
- ・学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）は、当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する。

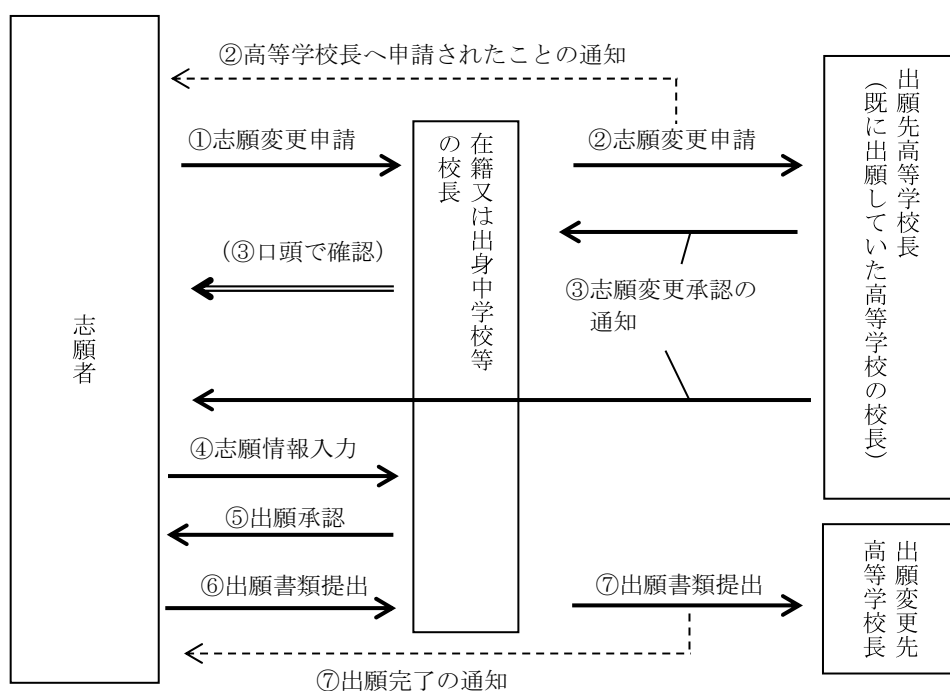
オ その他

- (7) 志願変更手続においていったん受理した添付書類等及び受検料は返還しない。
- (イ) 学力検査場について特別措置を願い出る場合（後述する8の(4)の(7)から(ウ)に該当する場合）は、インターネット出願システムにより入学願書を提出する際に、所定の欄に入力する。
- (ウ) いったん志願変更を申請した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、在籍又は出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第17号）を提出する。

(3) その他

保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願、自己申告書の提出については、2の(5)及び(6)に準じる。

【志願変更に係るインターネット出願システムの流れ】



5 特別入学志願許可の取扱い

- (1) 保護者の転勤等による転住によって、本県の公立高等学校へ所定の出願期間を過ぎて出願するときは、志願先高等学校所管の教育委員会に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書（様式第11号）によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (2) 保護者の転勤等による転住に伴い、Ⅰの4の(1)の「別表A」に定める地域外制限の設定校・学科への変更又は「別表A」に定める地域の変更を伴う志願変更が生じた場合には、上記(1)の手続きによるものとする。

6 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合、在籍又は出身中学校等の校長は**速やかに出願先の高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること**。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。検査場についての特別措置（後述する8の(4)）を願い出た者のうち、すでに受検票の交付を受けている者が受検を辞退した場合には、出願先の高等学校長は学力検査場の高等学校長に連絡すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、次の場合に限り、一部の学科のみ辞退することができる。

- ・本校とその分校を併願する場合において、第2志望学科のみの志願辞退
- ・同一学校内の全日制課程と定時制課程を併願する場合において、第2志望学科以下の定時制課程のみの志願辞退

受付期間：原則として、令和8年2月25日(水)まで（速やかに届け出る）。

受付期間以降で判明した場合は、在籍又は出身中学校等の校長は出願先の高等学校長及び島根県教育委員会に直ちに電話連絡し、辞退届（様式第17号）を出願先の高等学校長に提出すること。

7 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年2月19日(木)から2月25日(水)

8 学力検査

(1) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(2) 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(7)、(4)の方針により出題する。

(7) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

(4) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(3) 実施期日及び教科とその配点

実施期日は、令和8年3月4日(水)の1日とし、各検査場とも下記の教科を1教科50分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも50点満点とする。なお、学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については、86ページを確認すること。

3月4日(水)	受 付	諸注意・入場	国 語	数 学
	8:30～ 8:50	8:50～ 9:15	9:20～10:10	10:30～11:20
	社 会	昼 食	英 語	理 科
	11:40～12:30		13:20～14:10	14:30～15:20

(4) 学力検査場

学力検査場は、島根県公立高等学校とし、学力検査場の管理は、各高等学校に設けられる学力検査実施委員会（以下「実施委員会」という。）が担当する。

受検者は、出願先高等学校検査場で受検する。ただし、隠岐郡の場合に限り、次の(7)から(イ)のとおり特別措置（以下「検査場特措」という。）を講じる。

- (7) 隠岐郡から隠岐郡以外に所在する高等学校を志願する場合は、体育科を志願する者を除いて、隠岐郡内の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (イ) 隠岐郡以外から隠岐郡に所在する高等学校を志願する場合は、隠岐郡以外の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (ウ) 島前から島後に所在する高等学校を志願する場合、並びに島後から隠岐島前高等学校を志願する場合は、各々の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (エ) 検査場特措を願い出る場合（上記(7)から(ウ)に該当する場合）は、インターネット出願システムにより出願する際に、所定の欄に入力する。
- (オ) 検査場特措による学力検査場は、出願後に決定し、受検票に記載される。また、検査場特措の願いがあった高等学校は、検査場名として記す高等学校に、92ページに記載されている書類を所定の期間内に送付すること。

(5) 学力検査実施上の留意事項

ア 学力検査は、下記により行うものとする。

- (7) 実施委員会に委員長をおき、当該高等学校長が委員長（以下「実施委員長」という。）となる。
- (イ) 実施委員長は、島根県教育委員会学校教育課長と十分連絡の上、学力検査の実施管理に当たる。
- (ウ) 実施委員会には、実施委員長のほかに採点委員、検査場監督委員及びその他必要な係員をおく。
- (エ) 実施委員長は、当該学校の教員から適任者を選び採点委員を決定する。
- (オ) 検査場監督委員及びその他必要な係員の員数については、検査が公正円滑に施行されるよう実施委員長において決定する。
- (カ) 答案の処理は次のように行う。
検査場監督委員は、各室受検番号順に答案を整理し、表紙（様式は実施委員長が定める。）を付し、それに所定の事項を記入する。
- (キ) 検査場特措により、検査場の依頼を受けた高等学校長は、検査終了後その答案を出願先高等学校長に送付する等の措置を講ずる。
- (ク) 採点は次のようにする。
 - ・採点委員は、実施委員長の指示に従い、高等学校所管の教育委員会の定めた採点基準に基づき正確に採点を行う。
 - ・検査場特措を受けた受検者の答案は、原則として出願先高等学校において採点する。

イ その他

- (7) 学力検査問題の受領から実施までの間に、その漏えいのおそれがある事態の発生を認めたとときは、実施委員長は、直ちに島根県教育委員会教育長に報告する。
- (イ) 学力検査の答案は検査終了後、高等学校において1か年保存し、その後においては、校長が適宜処理する。

9 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。面接等を含む）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)又は(イ)に該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(イ) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者
上記(ア)、(イ)は、具体的には次の①～④等に相当する。

- ① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者
- ② 本検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者
- ③ 本検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者
- ④ 本検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者

(2) 出願手続

ア 在籍又は出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに出願先高等学校長及び高等学校所管の教育委員会へ電話で連絡する。

ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(イ) 中学校等の校長は、以下のものを、3月5日(木)10時までに出願先高等学校長に提出する。

ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- ・ 追検査受検願（様式第18号） 1部
- ・ 証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。） 1部
- ・ 追検査受検者名簿（様式第19号） 3部

なお、(イ)の③、④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、中学校等の校長が証明する「申告書」（様式第18号の2）を提出すること。

イ 追検査の受検希望の連絡を受けた高等学校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の受検希望の連絡があった場合は、速やかに高等学校所管の教育委員会に報告し、追検査に係る検討に入る。

(イ) アの(イ)の提出を受けた高等学校長は、追検査を受検する理由を審査し、高等学校所管の教育委員会と協議の上、正当と認めた場合に受検を許可する。

(ウ) 受検を許可した高等学校長は、3月5日(木)11時までに追検査受検者確定数を電話で島根県教育委員会学校教育課長に報告する。

(エ) 受検を許可した高等学校長は、追検査受検者名簿の※印欄に学力検査場を記入の上、3月5日(木)中に、中学校等の校長を通じ受検者に通知する。

(オ) 受検を許可した高等学校長は、3月5日(木)までに追検査受検者名簿1部を島根県教育委員会学校教育課長に提出する。

(3) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(4) 実施期日及び検査内容

令和8年3月10日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。面接等を実施する場合は、学力検査終了後引き続いて行う。

(5) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会が定める。

(6) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(7) その他

(ア) 追検査の受検料は徴収しない。

(イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。

(ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」，「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準じる。

(エ) その他詳細については、別途通知する。

10 選抜要領

高等学校長は、受検者について、在籍又は出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績、自己申告書等に基づいて、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(1) 選抜の基本的事項

(ア) 選抜に当たっては、各高等学校の求める生徒像及び選抜において重視する点を踏まえ、各学科の入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）を基準として、第1志望者の中から優先的に選抜し、残りについては、**第1志望者、第2志望者等の区別なく選抜する。**

なお、各高等学校は、求める生徒像及び選抜において重視する点を募集要項に明記しなければならない。

(イ) 各高等学校は、学校・学科の特色に応じた学力をみるために、学力検査の特定の教科の得点を重くみる傾斜配点を導入することができる。この場合、その教科の得点の倍率は2倍を限度とし、個人調査報告書と学力検査の比率を変えることはできない。

なお、傾斜配点を実施する場合には、各高等学校の募集要項に明記しなければならない。

(ウ) 面接及び実技検査の実施を必要とする場合には、高等学校長は所管の教育委員会に届け出た上で実施し、その結果を選抜の資料とすることができる。

また、個人調査報告書と学力検査の素点をそれぞれ換算した評点を合計した総点に、面接及び実技検査の結果を10点を限度として加え、選抜の資料とすることができる。

なお、面接を実施する場合には、各高等学校の募集要項に面接の評価の観点を、また面接等の結果を選抜においての評点として利用する場合にはその評点を明記しなければならない。

(エ) 個人調査報告書等において資料の一部が整わない場合については、評点を補うなど選抜において十分配慮し、検討を加える。

(オ) 高等学校長は、必要がある場合、個人調査報告書の記載事項について在籍又は出身中学校長に、さらに詳細な報告を求めることができる。

(2) 選抜の具体的方法

ア 各高等学校は、在籍又は出身中学校等から提出された個人調査報告書等の諸資料、学力検査の成績及び面接、実技検査等の成績をもとに、課程又は学科ごとに、会議資料A、会議資料Bを作成する。また会議終了後には、第1志望者についての公立高等学校入学者選抜原簿Ⅰ（様式第26号）、32ページのウの(ウ)の該当者についての公立高等学校入学者選抜原簿Ⅱ（様式第26号）を次の記入要領によって作成する。

○記入要領

(ア) 整理番号と受検番号は必ず記入する。

(イ) a 欄には、個人調査報告書の学習の記録の合計欄の総計に、第3学年の合計を加えたものを記入する。

- (ウ) b 欄には、特別活動の記録の評価を A は 3、B は 2 として 3 項目を合計したものを記入する。
- (エ) c 欄には、学力検査実施教科の素点及び素点の合計を記入する。「傾斜計」欄には傾斜配点を行った場合の合計を 250 点満点に換算し記入する。(小数点以下切り上げ)
- (オ) 個人調査報告書と学力検査の比率については、各高等学校が学科ごとに 80:20、70:30、60:40、50:50 及び 40:60 の中から選択し決定する。

- 1) 個人調査報告書と学力検査の比率が 60:40 の場合、学習の記録、特別活動の記録、学力検査の評点及び e 欄の総点は次の表に示す方法により算出し記入する。

名 称	算 出 方 法	素 点	評 点
学 習 の 記 録	素点 $\times 51/180$ (小数点以下切り上げ)	180	51
特別活動の記録	素点をそのまま	9	9
学 力 検 査	素点 $\times 0.16$ (小数点以下切り上げ)	250	40
総 点 (e 欄)	上記の評点を合計したものを総点とする。		100

- 2) 個人調査報告書と学力検査の比率が 80:20 の場合、(オ)の 1) の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に 8/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 $\times 0.08$ (小数点以下切り上げ) で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は 20 とする。
- 3) 個人調査報告書と学力検査の比率が 70:30 の場合、(オ)の 1) の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に 7/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 $\times 0.12$ (小数点以下切り上げ) で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は 30 とする。
- 4) 個人調査報告書と学力検査の比率が 50:50 の場合、(オ)の 1) の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に 5/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 $\times 0.2$ (小数点以下切り上げ) で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は 50 とする。
- 5) 個人調査報告書と学力検査の比率が 40:60 の場合、(オ)の 1) の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に 4/6 を乗じて (小数点以下を切り捨て) 換算するものとする。学力検査の評点については、素点 $\times 0.24$ (小数点以下切り上げ) で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は 60 とする。
- (カ) d 欄には、10 点を限度として面接及び実技検査を実施した場合の評点を記入する。
- (キ) f 欄には、面接及び実技検査を実施した場合、e 欄の総点と d 欄の評点との合計を記入する。
- (ク) g 欄には、個人調査報告書、その他の諸資料から、選抜の具体的資料となるものを特記する。
- (ケ) h 欄には、第 1 から第 4 志望の状況がわかるように記入する。
- (コ) 選抜原簿Ⅰの氏名の記入順序は、e 欄の総点の高い順又は面接及び実技検査を実施した場合には f 欄の総合点の高い順に、同点の場合は a 欄の素点の高い順に、さらに同点の場合は c 欄の素点の高い順に記入する。
- 選抜原簿Ⅱの氏名の記入順序は、e 欄の総点の高い順又は、第 2 志望者にも面接及び実技検査をした場合には f 欄の総合点の高い順に、同点の場合は a 欄の素点の高い順に、さらに同点の場合は c 欄の素点の高い順に記入する。
- (サ) 合否の欄には、合格の場合は○、不合格の場合は×と記入する。

記載例（様式第26号）

㊫ 令和8年度 公立高等学校入学者選抜原簿（Ⅰ，Ⅱ）

整理番号	受検番号	氏名	在籍又は出身中学校等	個人調査報告書		c 学力検査								d 面接実技検査	個人調査報告書：学力検査 (60：40)			f 総合点
				素点		素点									評点		e 総点	
				a 学習の記録	b 特別活動	国	社	数	理	英	計	傾斜計	報告書		個人調査	学力検査		
003	0001	石見 林太郎	森	176	8	35	42	38	44	36	195			58	32	90		
008	0017	隠岐 洋子	島前	168	7	39	40	32	38	35	184			55	30	85		
021	0111	出雲 一郎	松江	131	6	19	33	15	19	21	107			44	18	62		

〇〇高等学校 No.

f 総合点	群 別	g 選抜上の特記事項	h 志 望 学 科				合 否
			第1志望	第2志望	第3志望	第4志望	
			A科	B科			
			C科				
		生徒会会長	D科				

Ⅰ 受検者を次の2つの群に大別する。

Ⅰ群…第1志望者のうち、次の(㉠)から(㉣)のいずれにも該当しない者及び総合選抜・中高一貫特別選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者をⅠ群とする。

(㉠) 学習の記録の評点が、上位者より数えて、入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）に当たる者の評点未満の者

(㉡) 学力検査の評点が、上位者より数えて、入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）に当たる者の評点未満の者

(㉢) 個人調査報告書の各項目や学力検査の実施教科において、検討を要する者

(㉣) a～c欄の相互間において、検討を要する者

(㉤) 面接及び実技検査において、検討を要する者

Ⅱ群…次の(㉠)から(㉥)のいずれかに該当する者をⅡ群とする。

(㉠) 第1志望者のうち、Ⅰ群に入らなかった者

(㉡) 第2志望者等のうち、第1志望で合格が留保になっている者及び不合格となった者

(㉢) 個人調査報告書等において資料の整わない者

(㉣) 追検査を受検した者

(㉤) 長期欠席者等に配慮した選抜方式により出願した者

ウ I 群は、原則として全員合格とする。

II 群の選抜に当たっては、次の要領で行う。

- (7) I 群が入学定員の80%に満たない場合は、第1志望者のうち原則としてe欄の総点又は面接及び実技検査を実施した場合はf欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜し、入学定員の80%(受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%)まで充足する。
- (イ) 同一学校内に分校と本校、他の課程及び学科のない学校においては、残りの者について、会議資料Aにより、個人調査報告書、学力検査の成績、面接及び実技検査の結果、自己申告書等を精密に検討し、原則としてe欄の総点又は面接及び実技検査を実施した場合はf欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜する。
- (ウ) 同一学校内に本校と分校、他の課程又は学科のある学校においては、残りの者について、会議資料Bにより、個人調査報告書、学力検査の成績、面接及び実技検査の結果、自己申告書等を精密に検討し、原則としてe欄の総点の上位者から必要な員数を選抜する。
ただし、第2志望者等にも面接及び実技検査を実施した場合は、原則としてf欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜する。
- (エ) a～c欄の相互間にかなりの不均衡がある場合は精密な検討を加える。
- (オ) 教育課程外の教育活動や受検教科以外の教科において、優れた実績や成績を有する者については、その実績や成績に配慮する。
- (カ) 長期欠席者等に配慮した選抜方式により出願した受検者の選抜は、学力検査、面接及び実技検査(実技検査は一部の学科のみ)の結果を選抜の資料とし、選抜における学力検査、面接及び実技検査の比率は、一般入学者選抜の比率に準じて行う。選抜は、会議資料Cを作成し、当該選抜方式での出願者を除いた一般選抜出願者の学力検査の素点等を参考に行う。

11 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は、原則として令和8年3月11日(水)12時までに、受検先高等学校長に辞退届(様式第17号)を提出すること。その際、中学校長等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、中学校等の校長から受検先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

12 合格発表

合格発表は令和8年3月13日(金)10時とする。合格者へは、当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格通知書(様式第24号)により通知する。また、当日島根県教育委員会管理サイトにおいても発表する。なお、インターネット出願システムによっても確認できる。

13 その他

- (1) 合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状(様式第20号)の提出を求める。
- (2) 合格者が当該高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、当該高等学校長は合格を取り消すことがある。

Ⅸ 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

1 第2次募集人員

令和8年度公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校・学科において、各学校・学科の欠員数を第2次募集の募集人員とする。

ただし、Ⅰの4の(1)の「別表A」（2ページ）に掲げる高等学校全日制課程普通科における地域外からの合格者については、それぞれの制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学校、課程、学科及びその募集人員は、令和8年3月13日(金)10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

2 出願

(1) 出願資格

Ⅰの2に定める応募資格のある者のうち、以下の(7)又は(4)に該当する者を除く。

(7) 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(4) 令和8年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校（志願変更をした場合には、志願変更後の学校）に再度出願することはできない。本校のみへ出願していた場合の分校へ出願、分校のみへ出願していた場合の本校へ出願、及び定時制課程のみに再出願する場合はその限りではない。

また、一般選抜学力検査の結果を選抜資料として利用する学校へ出願する場合には、一般選抜学力検査を受検していること。

(2) 出願及び関係書類提出期間

令和8年3月16日(月)から3月17日(火)15時までとする。志願先高等学校への持込みによる提出を原則とするが、隠岐郡から隠岐郡以外の高等学校に出願する場合や、隠岐郡以外の地域から隠岐郡の高等学校へ出願する場合等、何らかの理由で郵送により提出する場合は、在籍又は出身中学校等の校長から出願先高等学校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号の3)	インターネット 出願システム	(7) 必要な情報の登録をもって提出とする。 (4) 留意事項 ① 本校と分校を併願する場合、及び全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は次のように入力する。 ・本校とその分校を併願する場合は、第2志望学科欄に、本校名又は分校名と学科名を入力する。 ・全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は、第2・第3・第4志望学科欄に、課程と学科名を入力する。 ② 一般選抜を受検した場合の「一般選抜受検校」の欄も①と同様の方法で入力する。
顔写真		無帽・無背景・正面、縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお、6か月以内に撮影したものとし、デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。

その他志願者が出願にあたって必要な書類	中学校等の校長を経由して、郵送又は持ち込み	・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し （正当と認められる理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、転居等に係る地域認定願を提出した以外の松江市内の地域外制限の設定校・学科を志願する場合） ・地域内居住確認届（様式第8号） （保護者の居住地は地域内であるが、正当と認められる理由により、保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者で、地域内の高等学校を志願する場合） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類（保護者が県外に居住する場合又は在籍若しくは出身中学校等が県外の場合のみ。2ページを参照） ・調査票 （面接の資料として高等学校で作成している場合、当該高等学校で作成された様式） ・自己申告書（様式第14号）等
---------------------	-----------------------	---

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 （様式第2号）	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。	
学習成績・特別活動の 記録等概要表 （様式第3号）		中学校等1校につき1部を様式第3号により作成し、アップロードする。	
公立高等学校入学者選 拔出願者名簿 （様式第4号） （第2次募集用）		中学校等1校につき1部を様式第4号により作成し、アップロードする。	
その他志願者が出願にあたって必要な書類	郵送又は持ち込み	志願者から提出の あった書類等を取り まとめて志願先 高等学校長に提出 する。	・転居等に係る地域認定願（様式第7号）の写し ・地域内居住確認届（様式第8号） ・島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第9号）及び添付書類 ・調査票 ・自己申告書（様式第14号） ・状況説明書（様式第15号）等

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、入学検定料800円を納付する。ただし、令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜における他の選抜に出願していない者は、受検料2,200円を納付する。

- (4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願
2ページを参照すること。

なお、提出書類及び出願期間等は、91ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

- (5) 自己申告書の提出について

(7) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、それぞれ黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

- (4) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、在籍又は出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に志願先の高等学校長へ提出する。

なお、在籍又は出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、在籍又は出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入する。

(6) 長期欠席者等に配慮した選抜に係る出願

中学校等在学中に長期にわたって欠席した者等で、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を希望する場合の手続きは、10ページの「Ⅳ長期欠席者等に配慮した選抜方式」に示すところによる。

3 出願後の辞退

何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、在籍又は出身中学校等の校長は速やかに出願先の高等学校長に辞退届（様式第17号）を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。同一学校内の全日制課程と定時制課程を併願する場合、本校とその分校を併願する場合も同様とする。

4 受検票の交付

出願者は次の期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

受検票交付期間：令和8年3月18日（水）

5 選抜のための検査（88ページの「別表2」を参照）

- (1) 実施期日 令和8年3月19日（木）
- (2) 実施場所 第2次募集を実施する各高等学校
- (3) 実施内容 実施当日の日程及び検査内容については、当該高等学校長が定める。
面接、作文、基礎学力をみるための検査等を行う場合がある。
- (4) その他 提出された資料等により、検査に代える場合がある。その場合には、出願者の招集は行わない。

6 選抜

選抜は、提出された資料と実施した検査結果等を総合的に判断し、当該高等学校長が行う。その際、一般選抜学力検査の結果を資料として利用することができる。

長期欠席者等に配慮した選抜方式により出願した受検生の選抜は、学力検査（一般選抜学力検査の結果を選抜資料として利用する学校）、面接及び実技検査（実技検査は一部の学科のみ）の結果を選抜の資料とし、選抜における学力検査、面接及び実技検査の比率は、一般入学者選抜の比率に準じて行う。選抜は、当該選抜方式での出願者を除いた一般選抜及び第2次募集出願者の学力検査の素点を参考に行う。

7 合格発表

令和8年3月24日（火）15時に、島根県教育委員会管理サイト及びインターネット出願システムにより発表する。

8 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料又は受検料は返還しない。
- (2) 合格者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (3) 合格者が当該高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、当該高等学校長は合格を取り消すことがある。
- (4) その他、特別に必要があるときは、当該高等学校長は高等学校所管の教育委員会と協議して決定する。

X 島根県立高等学校通信制課程入学者選抜

1 通信制課程設置校

宍道高等学校，浜田高等学校

2 応募資格

次の要件のうち1つを満たし，かつ(1)から(3)のいずれかに該当する者

県内に住所を有する者，勤務地が県内にある者，又は特別の事由により本県の通信教育を受けることが適当であると認められる者

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和8年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

なお，全日制・定時制課程において実施する第2次募集と同時に出席することはできない。

3 入学定員

宍道高等学校 300名， 浜田高等学校 100名

4 出願及び関係書類提出期間

(前期) 令和8年3月2日(月)～3月25日(水)17時までとする。(必着)

ただし，土・日曜日，祝日は受け付けない。

(後期) 令和8年8月20日(木)～9月2日(水)17時までとする。(必着)

ただし，土・日曜日，祝日は受け付けない。

5 出願手続

ア 志願者は，次に掲げるものを，在籍又は出身中学校等の校長を経由して，所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考
入学願書 (様式第1号)	インターネット 出願システム	必要な情報の登録をもって提出とする。
顔写真		無帽・無背景・正面，縦4：横3の比率で志願者本人を鮮明に識別できるものとする。なお，6か月以内に撮影したものとし，デジタル加工は一切加えないこと（白黒・カラー写真の別は問わない）。
自己紹介書	中学校等の校長 を経由して，郵 送又は持ち込み	志願先の高等学校で作成された様式
面接日時連絡用 封筒等		長形3号封筒に志願者の住所，氏名を記入し，送付に必要な切手を貼り付けたもの
返信用封筒等		志願先の高等学校の指示に従う
その他志願者が 出願にあたって 必要な書類		・高等学校卒業程度認定試験「合格成績証明書」又は「科目合格証明書」 (高等学校卒業程度認定試験に合格(科目合格含む)している者で，志願先の高等学校で単位認定を申請する場合は提出) ・その他資格・試験等の合格証明書 (職業資格付与のための試験や実践的技能・能力の検定に合格した場合，その成果を対応する教科・科目の増加単位として認定を希望する場合がある。提出する場合は，事前に問い合わせる認められる資格・試験であるか確認すること。)

イ 在籍又は出身中学校等の校長は、次に掲げるものを、所定の出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

提出する書類等	提出方法	備考	
個人調査報告書 (様式第2号)	インターネット 出願システム	中学校等卒業後5年以上を経過している者は省略	
卒業証明書	郵送又は持ち込み	中学校等卒業後5年以上を経過している者	
自己紹介書			志願先の高等学校で作成された様式
面接日時連絡用封筒等			長形3号封筒に志願者の住所、氏名を記入し、送付に必要な切手を貼り付けたもの
返信用封筒等			志願先の高等学校の指示に従う
その他志願者が出願にあたって必要な書類		志願者からの提出のあった書類を取りまとめて志願先高等学校長に提出する。	・高等学校卒業程度認定試験「合格成績証明書」又は「科目合格証明書」 (高等学校卒業程度認定試験に合格(科目合格含む)している者で、志願先の高等学校で単位認定を申請する場合は提出) ・その他資格・試験等の合格証明書 (職業資格付与のための試験や実践的スキル・能力の検定に合格した場合、その成果を対応する教科・科目の増加単位として認定を希望する場合がある。提出する場合は、事前に問い合わせる認められる資格・試験であるか確認すること。)

ウ 志願者は、インターネット出願システムを通じて、入学検定料800円を納付する。

6 受検票の交付

出願者は当該高等学校が定める期間に、各自でインターネット出願システムから受検票を印刷し、検査当日に持参する。

7 面接検査

面接の日時及び場所については、当該高等学校長が指定する。

8 選抜

当該高等学校長は、提出された書類及び面接の結果をもとに総合的に判断して選抜を行う。

9 合格通知

当該高等学校長から本人及び出身中学校等の校長に通知する。また、インターネット出願システムによっても確認できる。

10 その他

いったん受理した入学願書、添付書類、入学検定料は返還しない。

XI 災害等発生時の措置

1 災害等発生時の対応

学力検査，面接，作文，実技検査等（以下「学力検査等」という）の実施中に，地震が発生した場合や全国瞬時警報システム（「Jアラート」）が発令された場合など，緊急的に受検者の安全を確保する必要のある事態が発生した場合には，高等学校長（実施委員長）は，受検者等の安全を確保するため学力検査等を停止し，自校の危機管理マニュアルに従って対応する。

2 報告

学力検査等を中断・再開した場合，高等学校長（実施委員長）は島根県教育委員会（学校教育課長）へ報告する。

3 全県的な対応が必要な場合の連絡体制

(1) 高等学校への連絡

学校教育課から全ての検査会場校へ校長あてメール及びFAXの一斉送信

(2) 中学校等への連絡

学校教育課→各市町村教育委員会へメール及びFAXの一斉送信→管内の各公立中学校へ連絡
県内私立中学校及び島根大学教育学部附属義務教育学校へは学校教育課から連絡
県外の中学校等へは受検先（出願先）高等学校から連絡

XII 面接実施要領

高等学校長は、次により面接を実施することができる。

1 面接の趣旨

各学校・学科に対する関心や志望の動機，就学意欲等を把握するために面接を実施する。

2 面接方法等

- (1) 各高等学校長は，面接の方式，時間等について高等学校所管の教育委員会と協議の上，実施方法等を定める。
- (2) 各高等学校長は，校長を委員長とした面接実行委員会を設置して，その委員の意見を聞かなければならない。
- (3) その他，必要な事項については，実施高等学校長が定める。

3 面接の評価の観点

- (1) 志望の動機
- (2) 高校生活への抱負
- (3) 将来の希望
- (4) その他，各高等学校が募集要項で定めること

4 留意事項

- (1) 受検者が落ち着いて答えられるよう配慮する。
- (2) 面接委員は各面接会場において複数を配置する。
- (3) 面接委員は十分な意思統一を図り，面接が公平に行われるよう配慮する。
- (4) 受検者の適性や能力及び意欲等について，長所を積極的に把握するよう配慮する。
- (5) 評価等については，複数の面接実行委員が客観的に評価を行うよう，各高等学校長がこれを定める。
- (6) 選抜においては，総合的な判定の資料とする。
- (7) 次の(7)，(4)については質問しない。
 - (7) 家庭状況及び生活環境など，本人の適性や能力に関係のない事項
 - (4) 思想，信条及び容姿に関する事項や，基本的人権を侵害する事項

XIII 中学校等における出願手続

- 1 在籍又は出身中学校等の校長は、志願者の出願手続を、91ページから94ページの「出願及び選抜に関する手続一覧表」に定めるところに従って処理する。

2 個人調査報告書の作成

(1) 作成の手続

- (ア) 個人調査報告書はインターネット出願システムを用いて作成する。ただし、令和3年3月以前卒業生はインターネット出願システムを用いず、島根県教育委員会学校教育課のホームページから様式第2号の2をダウンロードして作成する。いずれの場合も、作成後はそれを印刷し、記載事項に誤りがないことを確認し、原本として学校教育法施行規則に定める期間保存すること。
- (イ) 個人調査報告書を作成するに当たっては、公正を期するため、中学校生徒指導要録，義務教育学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録又は特別支援学校中学部生徒指導要録（以下「生徒指導要録」という）をもとに，学校ごとに個人調査報告書作成審査委員会（以下「委員会」という）を設けて慎重に審議する。
- (ウ) 委員会の委員は，原則として，校長，教頭，進路指導主事，学級担任及び必要な教員をもって組織する。
- (エ) 委員会で検討する重点事項は，学習の記録，総合的な学習の時間の記録，特別活動の記録，行動の記録，諸活動の記録，特記事項等である。
- (オ) 長期欠席などにより学習の記録欄，総合的な学習の時間の記録欄，特別活動の記録欄等について記入できない部分がある場合には斜線を引き，その理由を校長副申書（様式第16号）に記述し，郵送する。
- (カ) 特別支援学級又は特別支援学校の生徒が受検する場合は，学習の記録，総合的な学習の時間の記録，特別活動の記録，諸活動の記録等のそれぞれの記入可能な部分について記入する。教育課程編成上，記入が不可能な欄がある場合には斜線を引き，生徒指導要録の写しを添付する。

なお，3年次の記録について記入が不可能な欄がある場合には，その理由を校長副申書（様式第16号）に記述し，添付する。

(2) 「1 学習の記録」欄の評価

(ア) 評価のための資料

学習の成果を評価する場合については，多くの客観的な資料を基礎にして，公正で的確な評価を行う。

(イ) 各教科の観点別評価

各教科の観点別評価については，観点ごとに第3学年の第1学期と第2学期（2学期制をとる中学校等においては，前期と後期の12月末まで）を総合して評価する。その際，「十分満足できると判断されるもの」をA，「おおむね満足できると判断されるもの」をB，「努力を要すると判断されるもの」をCとし記入する。

(ウ) 評定の記入

個人調査報告書の学習の記録欄の評定は，各学年とも5段階とする。そのうち，第1学年と第2学年については生徒指導要録に記載した評定を転記し，第3学年については，第1学期と第2学期（2学期制をとる中学校等においては，前期と後期の12月末まで）の成績を総合して評定したものを記入する。

(3) 「2 総合的な学習の時間の記録」欄の評価

評価については、中学校第3学年の総合的な学習の時間に設定した課題や内容における学習状況及び生徒がどのような力を身につけたかを文章で記入する。

(4) 「3 特別活動の記録」及び「4 行動の記録」欄の評価

- (7) 評価は、学級の各教科担任及び生徒会活動等の指導関係者に、それぞれの項目について評価した資料の提出を求め、その資料と学級担任の判定をあわせて、学級担任が原案を作成する。
- (4) 作成された原案は、委員会において十分検討の上、決定する。
- (ウ) 特別活動の記録欄の評価については、下記に示す特別活動の評価の観点及びその趣旨を参照し、第3学年の特別活動における生徒の活動について、内容ごとに評価の観点及びその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合を○の評価とし、Aを記入する。それ以外はBを記入する。
- (イ) 行動の記録欄の評価については、下記に示す行動の記録の評価項目及びその趣旨を参照し、第3学年の各教科、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合を○の評価とし、Aを記入する。それ以外はBを記入する。

特別活動の評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

行動の記録の評価項目及びその趣旨

項 目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

(5) 個人調査報告書の記入

個人調査報告書の記入に当たっては、次の記入要領を参照する。

個人調査報告書の記入要領

項 目	記 入 方 法
一般的 注意 事項	1 インターネット出願システムを用いて作成する。 2 記入の際には外字や特殊文字（環境依存文字）は用いない。 ただし、該当する文字がない志願者の氏名については、代用する文字で記入する。 3 志望校欄には、志願先高等学校の学校名、課程及び学科名を記入する。 4 記載事項がない場合や記載できない場合は、空欄としないで斜線とする。
1 学 習 の 記 録 欄	1 観点別評価は、それぞれの観点ごとに、該当する記号（A，B，C）を記入する。 2 教科の評定は、各学年とも5段階とする。 第3学年については、第1学期と第2学期（2学期制をとる中学校等においては、前期と後期の12月末まで）の成績を総合して評定したものを記入する。過年度の卒業生については、生徒指導要録に記載してある評定をそのまま転記する。 3 合計欄には、学年ごとの各教科の評定の計及びその3か年の総計を記入する。 ただし、一部教科の評定がない場合には、その学年の合計及び3か年の総計は、（ ）囲みとする。
2 時 間 の 総 合 的 な 学 習 の 記 録 欄	3学年の総合的な学習の時間に設定した課題や内容における学習状況及び生徒がどのような力を身につけたかを文章で記入する。
4 3 行 動 の 特 別 活 動 の 記 録 欄	特別活動の記録欄及び行動の記録欄は、Ⅷの2の(4)による○の評価をA，それ以外をBに読み替えて，A，Bの記号で記入する。 過年度の卒業生についても，これに準ずる。
5 諸 活 動 の 記 録 欄	第1学年から第3学年について，各教科，特別活動，スポーツ活動，文化活動，ボランティア活動，その他の活動等，学校生活全体にわたって認められる生徒の長所を積極的に取り上げ，具体的事実について箇条書き等により端的に記入する。
6 特 記 事 項 欄	次の事項のうち，該当するものがある場合は具体的事実について箇条書きで記入する。 ・転入学（時期，学年） ・休学（時期，事由等） ・転校，災害等が学習に及ぼした影響 ・卒業後の動静（過年度の卒業生のみ）

3 個人調査報告書及び学習成績・特別活動の記録等概要表並びに公立高等学校入学者選拔出願者名簿の提出について

個人調査報告書（様式第2号）及び学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）並びに公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第4号）は、インターネット出願システムにより提出する。

ただし、令和3年3月以前卒業生の個人調査報告書については、島根県教育委員会学校教育課のホームページから様式第2号の2をダウンロードして作成する。

4 その他

(1) 入学者選抜に係る通知等の文書を郵送により送付・提出する場合は、原則として簡易書留とする。

また、封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書する。

(2) 自然災害等により必要書類が整わない場合は、在籍又は出身中学校等の校長は志願先の高等学校校長に連絡し、当該高等学校長は、高等学校所管の教育委員会と協議するものとする。

XIV 高等学校の事務手続

高等学校長は、選抜に係る事務を91ページから94ページの一覧表に定めるところに従って処理する。
なお、以下の点に留意すること。

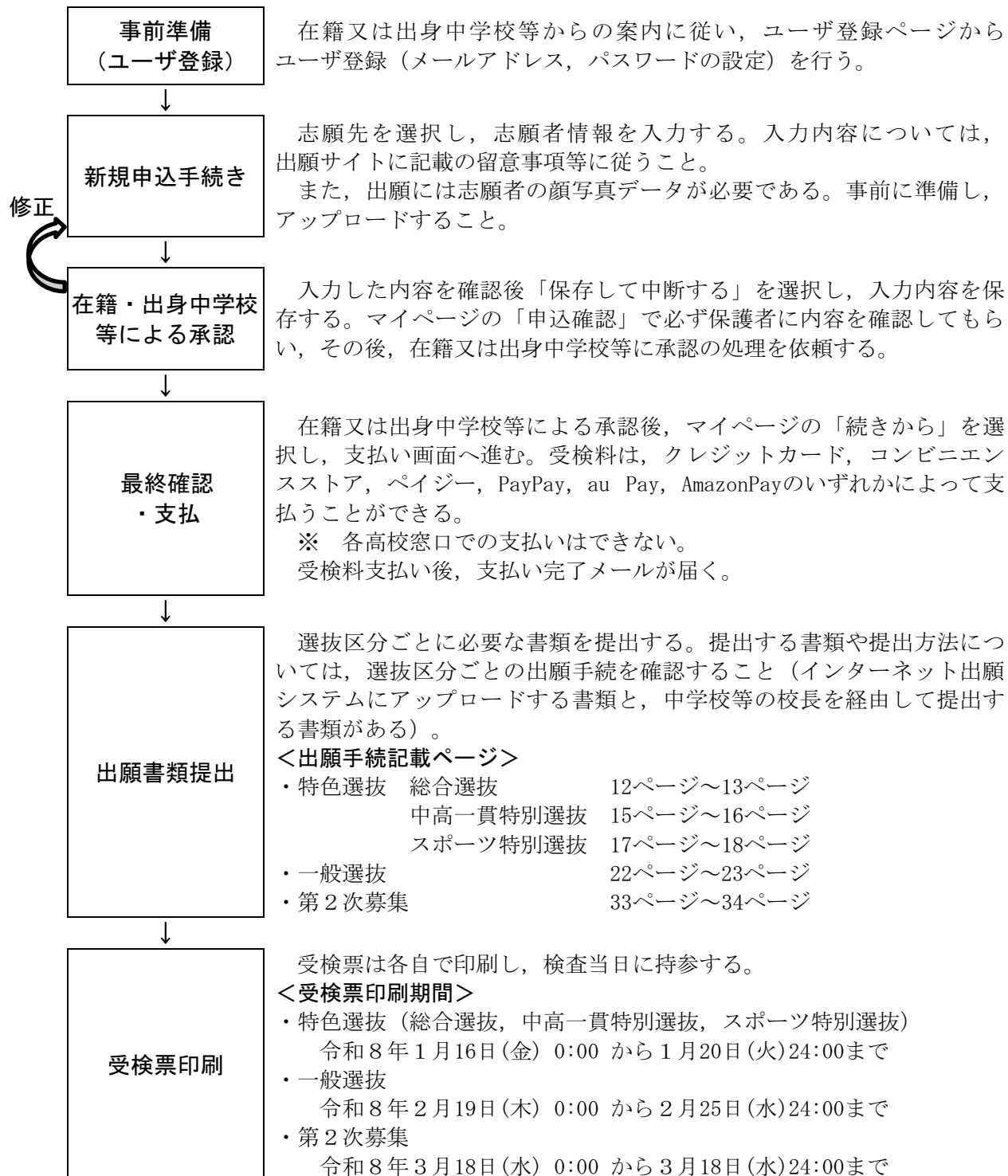
- (1) 入学者選抜に係る通知・文書等を郵送により送付・提出する場合は、原則として**簡易書留**とする。
また、封筒の表に「**入学者選抜関係書類等在中**」と**朱書**する。
- (2) 合格内定者、合格者及び志願変更希望者に係る通知・文書等を在籍又は出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。なお、事務手続については簡素化を図ること。

XV インターネット出願の流れ

1 注意事項

- ・ 「インターネット出願 志願者マニュアル」を参考に出願すること。
- ・ 必ず保護者及び在籍又は出身中学校等が内容を確認して出願すること。受検料決済後、募集区分・課程・志願高校の変更（志願変更手続きを除く）及び出願のキャンセルはできない。また、いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- ・ その他、出願サイトに記載の留意事項等を確認すること。

2 インターネット出願の手順



XVI 入学者選抜学力検査結果の本人提供

受検者は、本人の入学者選抜学力検査の結果について、次のとおり提供の申し出を行うことができる。

1 提供の申出ができる個人情報

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

2 提供の申出を行うことができる者

受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

3 提供の申出を行うことができる期間

原則として4月中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く期間とし、令和8年度は以下のとおりとする。

令和8年4月1日(水)から4月30日(木)までとする。

4 提供を行う時間

原則として、9時から17時までとする。

5 提供の申出ができる場所

一般選抜における、受検先の公立高等学校とする。

6 本人の確認

受検票の提示を必要とする。

受検票の紛失により提示ができない場合は、高等学校長の判断により、次の(1)及び(2)を提示することで、提供を受けることができるものとする。

(1) 生徒証（写真により本人確認が可能なもの）

(2) 合格通知書（本人氏名と受検番号が明示されているもの）

7 本人提供の方法

受検者本人であることを確認した上で、学力検査得点票（様式第29号）により直ちに本人に提供する。

提供方法は閲覧のみで、写しは交付しないが、受検者本人がメモを取ることは問題ない。

8 本人提供の事務取扱

「保有個人情報の本人提供に関する事務取扱要領」による。

XVII 様式各号

※受付番号	※整理番号	※受検番号

令和8年度 入 学 願 書					
志望校		高等学校名			地域
		高等学校			内・外
		第1志望	第2志望	第3志望	第4志望
		科	科	科	科
志願者	フリガナ			生 年 月 日	
	氏 名			西暦 年 月 日 生	
	現住所				
在学又は 出身中学校等名				平成 令和	年 月 卒業 卒業見込
保護者	氏 名				
	現住所				
私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を納付の上、保護者と連名で出願します。 令和 年 月 日 志願者氏名 保護者氏名 立 高等学校長 様					

(注) ※印は記入しない。

※受付番号	※整理番号	※受検番号

令和8年度			入 学 願 書(特色選抜用)		
志 望 校	高等 学校名	高等学校			
	学科名	科			
出願に 係る 項目					
志 願 者	フリガナ		生 年 月 日		
	氏 名		西暦 年 月 日 生		
	現住所				
在学又は 出身中学校等名			平成 令和	年 月	卒業 卒業見込
保 護 者	氏 名				
	現住所				
私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を納付の上、保護者と連名で出願します。 令和 年 月 日 志願者氏名 保護者氏名 立 高等学校長 様					

(注) ※印は記入しない。

※受付番号	※整理番号	※受検番号

令和8年度						入学願書(第2次募集用)					
志望校		高等学校名						地域			
		高等学校						内・外			
		第1志望		第2志望		第3志望		第4志望			
		科		科		科		科			
一般選抜 受検校		高等学校									
		第1志望		第2志望		第3志望				第4志望	
		科		科		科		科			
志願者	フリガナ					生 年 月 日					
	氏 名					西暦 年 月 日 生					
	現住所										
在学又は 出身中学校等名						平成 年 月 卒業 令和 年 月 卒業見込					
保護者	氏 名										
	現住所										
私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を納付の上、保護者と連名で出願します。 令和 年 月 日 志願者氏名 保護者氏名 立 高等学校長 様											

(注) ※印は記入しない。

(参考)

受 検 票

受 検 者 名	
在 学 又 は 出身中学校等名	
※ 検 査 場 名	
※ 受 検 番 号	
志 願 先 高等学校名	

受検者顔写真
(4×3cm)

無帽・無背景・正面

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければならない)



個人調査報告書

(令和4年3月以降卒業者用)

志望校										※受付番号		※整理番号		※受検番号			
課程				高等学校													
制				分 校													
				性別		生年月日		西暦		年		月		日 生			
フリガナ						卒業(見込)		西暦		年		月		卒業 卒業見込			
氏 名																	
1 学習の記録										3 特別活動の記録							
教科	観点別評価				評定				内容	学級活動	生徒会活動	学校行事	※(b)				
	観点				3年	1年	2年	3年	※	評価							
国語	知識・技能									4 行動の記録							
	思考・判断・表現									基本的な生活習慣		健康・体力の向上		自主・自律		責任感	
	主体的に学習に取り組む態度																
社会	知識・技能									創意工夫		思いやり・協力		生命尊重・自然愛護		勤労・奉仕	
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
数学	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
理科	知識・技能									公正・公平		公共心・公德心					
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
音楽	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
美術	知識・技能									5 諸活動の記録							
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
保健体育	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
技術・家庭	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
外国語	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
各学年の合計								※(a)									
1～3年の総計																	
2 総合的な学習の時間の記録										6 特記事項							
評価 (第3学年)																	

この報告書の記載に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日

中学校等名

校長氏名

記載者

(注) 作成にあたっては実施要綱のp40～43を参照すること。※印は記入しない。



個人調査報告書

(令和3年3月以前卒業者用)

志望校					※受付番号		※整理番号		※受検番号		
課程		制			高等学校 分 校 科						
フリガナ					性別		生年月日		西暦 年 月 日 生		
氏 名							卒業		西暦 年 月 卒業		
1 学習の記録					3 特別活動の記録						
教科	観点別評価			評定			内容	学級活動	生徒会活動	学校行事	※(b)
	観点	3年	1年	2年	3年	※					
国語	国語への関心・意欲・態度						評価				
	話す・聞く能力										
	書く能力										
	読む能力										
	言語についての知識・理解・技能										
社会	社会的事象への関心・意欲・態度						基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	
	社会的な思考・判断・表現										
	資料活用 の技能										
	社会的事象についての知識・理解										
数学	数学への関心・意欲・態度						創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	
	数学的な見方や考え方										
	数学的な技能										
	数量や図形などについての知識・理解										
理科	自然事象への関心・意欲・態度						公正・公平	公共心・公德心			
	科学的な思考・表現										
	観察・実験の技能										
	自然事象についての知識・理解										
音楽	音楽への関心・意欲・態度										
	音楽表現の創意工夫										
	音楽表現の技能										
	鑑賞の能力										
美術	美術への関心・意欲・態度										
	発想や構想の能力										
	創造的な技能										
	鑑賞の能力										
保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度										
	運動や健康・安全についての思考・判断										
	運動の技能										
	運動や健康・安全についての知識・理解										
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度										
	生活を工夫し創造する能力										
	生活の技能										
	生活や技術についての知識・理解										
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度										
	外国語表現の能力										
	外国語理解の能力										
	言語や文化についての知識・理解										
各学年の合計							※(a)				
1～3年の総計											
2 総合的な学習の時間の記録											
評価 (第3学年)											

この報告書の記載に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日

中学校等名

校長氏名



記載者

(注) ※印は記入しない。

令和7年度 学習成績・特別活動の記録等概要表

中学校等名

校長氏名

1 学習成績概要表（第3学年）

	5	4	3	2	1	計
国語						
社会						
数学						
理科						
音楽						
美術						
保健体育						
技術・家庭						
外国語						
計						

2 総合的な学習の時間（第3学年）

学習活動	
観 点	

3 特別活動の記録概要表（第3学年）

	A	B	計
①学級活動			
②生徒会活動			
③学校行事			
計			

4 備考

--

(注) ・過年度卒業生については、この表の作成及び提出は不要である。

- ・1及び3については、当該年度に評定を出した全員について評定別の人数を記入する。
- ・2については、各学校が定める第3学年での学習活動及び評価の観点についてそれぞれ記入する。
- ・記入できない箇所がある場合は斜線を引き、備考欄にその理由を記すこと。
- ・複製する場合は、A4判とする。

令和8年度公立高等学校入学者選抜出願者名簿

[illegible]

□総合・□中高一貫特別・□スポーツ特別・□一般・□志願変更・□第2次募集

[illegible]

上記のとおり貴校に出願します。

中学校等名

校長氏名

印

- (注) 1 出願する選抜区分に✓を記入すること。
2 第1志望の課程・学科別にまとめて記入する。
3 各選抜ごとに作成し、該当する選抜に出願する者のみ記入すること。
4 ※印欄は、中学校等では記入しない。
- 5 特記事項欄には、次に示す特記事項に該当するものを全て記入する。
過年度卒、検査場特措、地域外、その他特記事項
第2志望学科が該当する場合にも同様に記入すること。
6 印刷する際はA4横判とする。
7 記載事項がない場合は、空欄としないで斜線とする。

志 望 理 由 書

志願校名	☐ 島根県立 ☐ 松江市立 高等学校	中学校等名	
志願学科名	科	志願者氏名	

○ 志望の理由（当該高等学校・学科を志望する動機や理由について記入する。）

○ 自己アピール

《手書きによる記入上の留意事項》

- ・ 黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）とする。また様式は A4 判とし、様式の変更はしないこと。
- ・ 併記してある事項は、✓を記入するか、該当文字を○で囲むこと。
- ・ 「自己アピール」の欄については、校内外における活動（部活動、スポーツ活動、文化・芸術活動、生徒会活動、ボランティア活動、地域貢献活動等）で自分をアピールできることがらを記入すること。また、高校生活の抱負などを記入しても良い。

※〔高等学校記入欄〕

志 望 理 由 書

志願校名	立 高等学校	中学校等名	
志願学科名	科	志願者氏名	

○ 志望の理由（当該高等学校・学科を志望する動機や理由について記入する。）

○ 自己アピール

《パソコン等による入力上の留意事項》

- ・様式は A 4 判とし、様式の変更はしないこと。またフォントサイズは 14 とし、各欄とも 10 行以内に収めること。
- ・「自己アピール」の欄については、校内外における活動（部活動、スポーツ活動、文化・芸術活動、生徒会活動、ボランティア活動、地域貢献活動等）で自分をアピールできることがらを記入すること。また、高校生活の抱負などを記入しても良い。

スポーツ活動実績証明書

中学校等名		フリガナ	
		志願者氏名	
部活動名 又は 部活動以外のスポーツ団体等の名称 ※			
入学後の活動競技名			

※部活動以外のスポーツ団体等に所属している場合は名称を記入すること。また部活動と部活動以外のスポーツ団体等の両方に所属している場合は両方記入すること。

主 な 実 績 《中学校（義務教育学校は7年生から9年生）在籍期間中の大会における実績》			
番号	学年	大 会 名	成 績
1			
2			
3			
4			
5			

- 【記入上の留意事項】
- 大会は、中学校体育連盟主催の大会に限らない。
 - 中学校（義務教育学校は7年生から9年生）在籍期間中の大会における実績を、「入学後の活動競技」以外の競技実績がある場合はそれも含め、大会の規模及び成績の上位のものから順に5つ以内までで記入すること。
 - 団体競技において、出場の機会がなかった場合でも当該大会に選手登録してあれば実績としてよい。
 - 部活動以外のスポーツ団体等から出場した大会には、番号の数字を○で囲むこと。
 - 上記実績が証明できるもの（賞状・新聞等）の写しに、該当の番号を記入して添付すること。なお、添付する賞状等がない場合は、証明者（中学校等校長、スポーツ団体等代表者）が備考欄にその旨記入すること。
 - 大会における実績以外の参考となる事実や中学生以前における活動実績については「志望理由書」の「自己アピール」欄に記入すること。

◆部活動での実績がある場合、中学校等校長が記入してください。

上記番号 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 （該当の数字を○で囲む）の実績に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日	
中学校等名 ※備考	校長氏名 印

◆部活動以外のスポーツ団体等での実績がある場合、当該団体等代表者が記入してください。

上記番号 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 （該当の数字を○で囲む）の実績に相違ないことを証明する。 令和 年 月 日	
団体等の名称 ※備考	代表者氏名（自署）

手書きの場合、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）とする。また様式はA4判とし、様式の変更はしないこと。

令和8年度 転居等に係る地域認定願

令和 年 月 日

高等学校長 様

志 願 者 氏 名

西暦 年 月 日生

保 護 者 氏 名

(志願者との続柄)

私は、下記のとおり、貴高等学校の地域内に保護者とともに居住を予定していますので、地域内として認定いただきますようお願いいたします。

記

- 1 出身中学校等
- 2 保護者現住所
- 3 居 住 予 定 地
- 4 提出の理由（具体的詳細に記入する）

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校等名
校 長 氏 名



(注) 保護者又は志願者本人が地域外に居住する者で、地域内扱いを希望する者は、必要事項を記入した後、実施要綱2ページ<別表A>のうち居住予定地の地域内の出願予定の高等学校長に提出する。

なお、理由を証明する資料として、下記のいずれかの書類を添付すること。

- 1 保護者が既に地域内に居住している場合は、保護者の住民票。
- 2 保護者の転勤等による転居等の場合は、保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料に加え、転居先の居住地が分かる資料。
- 3 複製する場合は、A4判とする。

令和8年度 地域内居住確認届

令和 年 月 日

高等学校長 様

志 願 者 氏 名

西暦 年 月 日生

保 護 者 氏 名

(志願者との続柄)

私は、下記のとおり出願しますが、保護者とともに貴高等学校の地域内に居住していますので届けます。

記

1 出身中学校等

2 保護者現住所

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校等名
校長 氏 名



(注) 1 保護者の居住地は地域内であるが、正当と認められる理由により、保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者で、地域内の高等学校を志願する者は、必要事項を記入した後、この届を志願先高等学校に提出する。

2 複製する場合は、A4判とする。

令和8年度 島根県公立高等学校入学志願承認願

令和 年 月 日

高等学校長 様

志 願 者 氏 名

西暦 年 月 日生

保 護 者 氏 名

(志願者との続柄)

私は、下記のとおり、島根県公立高等学校入学者選抜の（総合選抜・スポーツ特別選抜・一般選抜・第2次募集）に志願したいので承認いただきますようお願いします。

記

- 1 志望校・課程・学科
- 2 出身中学校等
- 3 保護者現住所
- 4 居住予定地
- 5 提出の理由（具体的詳細に記入する）

上記のとおり相違ないこと及び、島根県外の公立高等学校に出願していないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校等名
校長氏名



(注1) 志願の承認を願う選抜の種類（総合選抜・スポーツ特別選抜・一般選抜・第2次募集）のいずれかを○で囲む。

(注2) この承認願とともに理由を証明する資料として、下記のいずれかの書類を添付して志願先高等学校に提出する。

- 1 保護者が既に島根県内に居住している場合は、保護者の住民票。
- 2 保護者が県外に居住する場合は、2ページ「Iの5 保護者が県外に居住する場合の出願」を参照すること。
- 3 複製する場合は、A4判とする。

海外在住状況説明書

令和 年 月 日

[□島根県 □松江市] 教育委員会教育長 様
フリガナ
志願者 氏名

(西暦 年 月 日生)

保護者 氏名
(本人との続柄: TEL:)

海外在住状況は、次のとおりです。

海外在住地名 (国名及び都市名)			
海外在住期間		西暦 年 月 ~ 西暦 年 月	
帰国後の 海外在住中・ 教育歴	学 校 名	所在地 (国名及び都市名)	在 学 期 間
			西暦 年 月 ~ 西暦 年 月
入学志願先高等学校名		高等学校 科 (部)	
入学後の 居住予定地	志 願 者	住所:	
	保 護 者	☐ 志願者と同じ ☐ 志願者と異なる [住所:]	
	国内連絡先	TEL: () - 氏名:	
帰国・外国人生徒等の特別措置		☐ 申請なし ☐ 申請あり (様式第 13 号は別途, 特別措置を申請する際に提出すること)	
備考			
上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 学校名 校長名 			

- (注) 1 併記してある事項は、✓を記入するか、該当文字を○で囲むこと。
2 最終学歴校の校長による記載が困難な場合は、当該校における在籍証明又は記載内容を証明する資料等を添付すること。
3 教育歴は、小学校から現在在籍している学校まで順に、国内・国外のすべての学校について記入すること。
4 入学志願先高等学校が申請後に変更になった場合は、速やかに高等学校所管の教育委員会に連絡すること。
5 備考欄は、特に参考になることがあれば記入すること。また、海外から帰国する生徒又は海外から日本に移住する生徒は、備考欄に「出願許可書」送付用のメールアドレスを記入すること。
6 複製する場合は、A 4 判とすること。

[海外からの帰国生徒等志願者のみ]

出 願 許 可 書

志願者氏名

上記の者の出願を許可する。

令和 年 月 日

[□島根県 □松江市] 教育委員会教育長 

- (注) 1 出願に際しては、I の 5 「保護者が県外に居住する場合の出願」に準じて行うこと。
2 個人調査報告書 (様式第 2 号) に代わって成績証明書を提出することができる。その場合、健康診断書を添付すること。

令和 8 年度 公立高等学校特別入学志願許可書

公立高等学校への特別入学志願許可願

令和 年 月 日

〔島根県教育委員会教育長 様
松江市教育委員会教育長 様〕

志 願 者 氏 名

西暦 年 月 日生

保 護 者 氏 名

(志願者との続柄)

私は、下記のとおり、島根県の公立高等学校に志願したいので許可いただきますようお願いします。

記

- 1 志望校・学科
- 2 出身中学校等
- 3 保護者現住所
- 4 居 住 予 定 地
- 5 特別な理由（具体的詳細に記入する。）

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校等名
校 長 氏 名



島根県公立高等学校への出願を許可する。

令和 年 月 日

(島根県 ・ 松江市) 教育委員会教育長 

(注) 出願期間を過ぎて、県外に居住する保護者の転勤等による転住によって出願する場合、又は県内に居住する保護者の転勤等による転住により I の 4 の (1) の別表 A (2 ページ) に定める地域の変更による志願変更が生じた場合は、この許可書に理由を証明する資料として、下記のいずれかの書類を添付して島根県教育委員会 (学校教育課) 又は、松江市教育委員会 (学校教育課) に提出して、証明を受け、その後、志願先高等学校に当該高等学校の願書とともに提出すること。

- 1 保護者が既に島根県内に居住している場合は、保護者の住民票。
- 2 保護者の転勤等による転居等の場合は、保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料に加え、転居先の島根県内の居住地が分かる資料。
- 3 併記してある事項は、該当文字を○で囲むこと。
- 4 複製する場合は、A 4 判とする。

中学校等名・校長氏名

記載者氏名

連絡先

公立高等学校入学者選抜における特別措置に係る事前連絡書

志願者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	西暦 年 月 日生
	在籍又は 出身中学校等名	
特別措置の区分		☐ 帰国・外国人生徒等 ☐ 特別な配慮や支援を必要とする生徒
医師の診断名等		
中学校等における配慮 及び支援状況		

特色選抜	志願先高等学校名 及び検査内容	高等学校	科 (部)
		☐ 総合選抜 ☐ 中高一貫特別選抜 ☐ スポーツ特別選抜	
		☐ 学力検査 ☐ 面接・口頭試問 ☐ 作文・小論文 ☐ プレゼンテーション ☐ 実技	
	希望する配慮事項		

特色選抜	志願先高等学校名 及び検査内容	高等学校	科 (部)
		☐ 総合選抜 ☐ 中高一貫特別選抜 ☐ スポーツ特別選抜	
		☐ 学力検査 ☐ 面接・口頭試問 ☐ 作文・小論文 ☐ プレゼンテーション ☐ 実技	
	希望する配慮事項		

一般選抜	志願先高等学校名 及び検査内容	高等学校	科 (部)
		☐ 学力検査 ☐ 面接 ☐ 実技	
	希望する配慮事項		

一般選抜	志願先高等学校名 及び検査内容	高等学校	科 (部)
		☐ 学力検査 ☐ 面接 ☐ 実技	
	希望する配慮事項		

(注) 1 各選抜について、出願を検討しているすべての学校について記入すること。

各選抜において検討している学校が3校以上ある場合は、複製して使用すること。その場合は、A4判とする。

(注) 2 併記してある事項は、○か✓を記入すること。

(注) 3 医師の診断名等は、特別措置の区分が「特別な配慮や支援を必要とする生徒」の場合、記入すること。

(注) 4 希望する配慮事項は、中学校等における配慮及び支援状況をふまえ、実施要綱に記載された例を参考に具体的に記入すること。

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校等名・校長氏名

記載者氏名

連絡先

公立高等学校入学者選抜における特別措置に係る事前連絡書

志願者	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	西暦	年	月 日生
	在籍又は 出身中学校等名			
特別措置の区分		☐ 帰国・外国人生徒等	☐ 特別な配慮や支援を必要とする生徒	
医師の診断名等				
中学校等における配慮 及び支援状況				

特色選抜	志願先高等学校名 及び検査内容	高等学校					科(部)	
		☐ 総合選抜	☐ 中高一貫特別選抜	☐ スポーツ特別選抜				
		☐ 学力検査	☐ 面接・口頭試問	☐ 作文・小論文	☐ プレゼンテーション	☐ 実技		
	希望する配慮事項							

(注) 1 出願を検討している高等学校ごとに提出すること。

(注) 2 併記してある事項は、○か✓を記入すること。

(注) 3 医師の診断名等は、特別措置の区分が「特別な配慮や支援を必要とする生徒」の場合、記入すること。

(注) 4 希望する配慮事項は、中学校等における配慮及び支援状況をふまえ、実施要綱に記載された例を参考に具体的に記入すること。

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校等名・校長氏名

記載者氏名

連絡先

公立高等学校入学者選抜における特別措置に係る事前連絡書

志願者	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	西暦	年	月 日生
	在籍又は 出身中学校等名			
特別措置の区分		☐ 帰国・外国人生徒等	☐ 特別な配慮や支援を必要とする生徒	
医師の診断名等				
中学校等における配慮 及び支援状況				

一般選抜	志願先高等学校名 及び検査内容	高等学校 科 (部) ☐ 学力検査 ☐ 面接 ☐ 実技		
	希望する配慮事項			

(注) 1 出願を検討している高等学校ごとに提出すること。

(注) 2 併記してある事項は、○か✓を記入すること。

(注) 3 医師の診断名等は、特別措置の区分が「特別な配慮や支援を必要とする生徒」の場合、記入すること。

(注) 4 希望する配慮事項は、中学校等における配慮及び支援状況をふまえ、実施要綱に記載された例を参考に具体的に記入すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

中学校等名

校長氏名

印

令和 8 年度 公立高等学校入学者選抜における特別措置願

このことについて、下記のとおり特別措置を申請します。

志願者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	西暦 年 月 日生
	在籍又は 出身中学校等名	
志願先高等学校		高等学校 科 (部)
選抜区分		☐ 総合選抜 ☐ 中高一貫特別選抜 ☐ スポーツ特別選抜 ☐ 一般選抜 ☐ 第 2 次募集
特別措置の区分		☐ 帰国・外国人生徒等 ☐ 特別な配慮や支援を必要とする生徒
医師の診断名等		
希望する配慮事項		

(注) 1 志願先の高等学校及び島根県教育委員会への事前連絡の手続きを経た上で申請すること。

(注) 2 選抜区分ごとに提出すること。

(注) 3 特別措置の区分が「特別な配慮や支援を必要とする生徒」の場合は、医師の診断名等を記入し、医師の診断書（写し）又は検査結果（写し）等を添付すること。

(注) 4 併記してある事項は、✓を記入するか、○で囲むこと。

自己申告書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

出身中学校等の校名 _____

志願者氏名（自署） _____

西暦 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

保護者氏名（自署） _____

（志願者との続柄 _____）

私は、貴校 _____ 課程 _____ 科への志願に当たり、次のとおり申告します。

志願者記入欄

- ・ 自己申告書を提出する理由
 - 1 欠席日数が多い
 - 2 過年度卒業である
- ・ 学校・学科等志願の動機・理由、高校生活への抱負、将来の希望等

保護者記入欄

- (注) 1 自己申告書は、長期欠席者等に配慮した選抜方式で出願する場合に提出する。
また、その他の場合においても、いずれかの学年で欠席が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、希望する人が提出できる。
- 2 「自己申告書を提出する理由」については、該当番号を○で囲むこと。
- 3 この申告書は、他の提出書類とともに、出身中学校等へ提出すること。なお、提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校、学科名、出身中学校等の学校名及び志願者氏名を記入すること。
- 4 保護者記入欄には、志願先高等学校に理解してほしいことがらなどがあれば記入する。
- 5 手書きの場合、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）で直筆すること。
- 6 ※欄は、記入しないこと。
- 7 用紙の大きさはA4判とする。

状況説明書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

中学校等名
校長氏名



このことについて、下記のとおり状況を説明します。

志願者	フリガナ 氏 名				
	生 年 月 日	西 暦 年 月 日 生			
	在籍又は 出身中学校等名				
志願先高等学校	高等学校				
	第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望	第 4 志 望	
	科	科	科	科	
選 抜 区 分	☐ 一般選抜 ☐ 第 2 次募集				
志願者が長期に わたって欠席した 期間・日数等の状況					
中学校等在学中の 学びの状況					
その他 スポーツ活動、文化活動、 ボランティア活動等学校内 外での諸活動の記録につい て記入すること					

(注) 1 状況説明書は、長期欠席者等に配慮した選抜方式で出願する生徒について、選抜区分ごとに提出する。
2 手書きの場合、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）で直筆すること。
3 併記してある事項は、✓を記入するか、○で囲むこと。
4 ※欄は、記入しないこと。
5 用紙の大きさはA 4 判とする。

校長副申書

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校等名

校長氏名

印

記載者氏名

次の者は、個人調査報告書の「学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」及び「特別活動の記録」等の記入ができませんので、このことについて次のとおり申告します。

志願者氏名

志望課程

課程

志望学科

第1志望

科

第2志望

科

第3志望

科

第4志望

科

・記入ができない記録

・記入ができない理由

- (注) 1 ※欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、A4判とする。

公立高等学校入学者選抜 辞退届

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校等名
校長 氏 名



貴校に出願している下記の生徒につきまして、以下のとおり辞退を届け出ます。

[辞退区分]

- ☐ 志願辞退 (本校とその分校を併願する場合における、第 2 志望学科のみの辞退)
- ☐ 志願辞退 (同一学校内の全日制課程と定時制課程を併願する場合における、第 2 志望学科以下の定時制課程のみの辞退)
- ☐ 受検辞退 (松江高専合格、県内私立高校合格又は病気等の場合における、受検の辞退)
- ☐ 合格発表前辞退 (一般選抜受検後の辞退)

記

受検番号	課程・学科 (部)	氏 名	事 由 (受検辞退、合格発表前辞退のみ)
			☐ 松江高専合格のため ☐ 県内私立高校合格のため ☐ 病気のため ☐ その他 ()
			☐ 松江高専合格のため ☐ 県内私立高校合格のため ☐ 病気のため ☐ その他 ()
			☐ 松江高専合格のため ☐ 県内私立高校合格のため ☐ 病気のため ☐ その他 ()

(注) 1 各辞退区分ごとに提出すること。
2 受検票の交付前である場合は、受検番号欄に斜線を記入すること。
3 併記してある事項は、✓を記入するか、該当文字を○で囲むこと。
4 複製する場合は、A 4 判とすること。
5 辞退届の提出にあたっては実施要綱本文記載の期間内に行うこと。
6 持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、在籍又は出身中学校長等から出願先高等学校長及び志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜
学力検査「追検査」受検願

令和 年 月 日

島根県教育委員会 様

志願者 フリガナ
氏 名

生年月日 西暦 年 月 日

現住所

在籍又は出身中学校等名

一般選抜受検番号

志願先高等学校

志望校 高等学校 科

志願者の保護者氏名

私は、下記の理由により令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検できなかったもので、学力検査「追検査」の受検を認めていただきますようお願いいたします。

記

学力検査が受検できなかった理由

上記の理由に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

中学校等名
校長氏名

印

注：医師の診断書等を添付すること

申 告 書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

出身中学校等の校名 _____

本人氏名 _____

西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

保護者氏名 _____

私は、医師の診断書等の証明書類の提出が難しいため、本申告書で次の事実を確認していただきますようお願いします。

証明すべき事実（理由）

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校等名

校長氏名



- 1 この申告書は、中学校等へ提出すること。
- 2 手書きの場合は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）で直筆すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさはA 4 判とする。

令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜
学力検査「追検査」受検者名簿

中学校等名
校長氏名

印

※学力検査場	受検番号	氏 名	性別	備 考

上記のとおり学力検査場を決定する。

令和 年 月 日

※

高等学校長

印

(記入上の注意)

- 1 ※欄は、高等学校において記入する。
- 2 受検番号は一般入学者選抜検査（本検査）時に交付された受検票の受検番号を記入する。

委 任 状

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校等名

校 長 氏 名



令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る通知・文書等の受領については、下記の者に委任します。

記

所 属 名	職 名	氏 名

○受領日 令和 年 月 日

(注) 1 委任を受ける者は原則として当該中学校等の教員とし、他の者を派遣する場合は、事前に派遣先の高等学校長と協議し、その許可を得ること。

2 複数名を派遣する場合は、全員を記入する。

3 用紙の大きさは、A 4 判とする。

合格内定状況一覧表

令和 年 月 日

校長 様

高等学校長 印

貴校から { 総合
中高一貫特別
スポーツ特別 } 選抜に出願いただきました受検者について、下記の
とおり決定しましたので通知します。

記

受検番号	志望学科	選抜結果	備 考

- (注) 1 総合選抜，中高一貫特別選抜，スポーツ特別選抜それぞれ別に作成すること。
 2 選抜結果欄には「合格内定」「不合格」のいずれかを記入すること。
 3 受検者は、合格内定状況についてインターネット出願システムによっても確認できる。
 4 複製する場合は、A 4 判とする。

合 格 内 定 通 知 書

令和 年 月 日

受 検 番 号

中学校等名

受検者氏名 様

高等学校長 印

あなたは、令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜において、選考の結果、
本校 科に合格を内定したので通知します。

なお、合格発表は、令和 8 年 3 月 1 3 日（金）に行います。

※ 複製する場合は、A 4 判とする。

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

受 検 番 号

中学校等名

受検者氏名 様

高等学校長 印

あなたは、令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜において、選考の結果、
本校 科に合格したので通知します。

※ 複製する場合は、A 4 判とする。

令和 8 年度公立高等学校入学者選抜学力検査得点状況調査票

学科名

学 校 名

校 長 氏 名

取扱者氏名

1 補助的事項

教 科	人 数		総 得 点		最 高 点		最 低 点		平 均 点	
	全受検者数	合格者数	全受検者	合 格 者	全受検者	合格者	全受検者	合格者	全受検者	合格者
国 語										
社 会										
数 学										
理 科										
英 語										
全教科										

2 教科別得点分布

国 語		社 会		数 学		理 科		英 語		全 教 科	
得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数
50		50		50		50		50		250	
45		45		45		45		45		240	
40		40		40		40		40		230	
35		35		35		35		35		220	
30		30		30		30		30		210	
25		25		25		25		25		200	
20		20		20		20		20		190	
15		15		15		15		15		180	
10		10		10		10		10		170	
5		5		5		5		5		160	
0		0		0		0		0		150	
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計		140	
										130	
										120	
										110	
										100	
										90	
										80	
										70	
										60	
										50	
										40	
										30	
										20	
										10	
										0	
										合 計	

(注) 全学科総合のものと各学科別のものを作成する。

平均点は、小数第 2 位を四捨五入し小数第 1 位まで記入する。

印刷する場合は、A 4 判とする。

[illegible]

(注) 1 表紙及び裏表紙をつけて綴じ、表紙に学校名と枚数を明記する。

2 「個人調査報告書：学力検査」欄の（ : ）の中に比率を記入する。

3 印刷する場合は、A4横判とする。

令和8年度公立高等学校合格者名原簿

[illegible]

- (注) 1 本校・分校別に A 4 判で作成し、それぞれに表紙をつけること。
2 課程・学科別とし、1 枚に 50 名記入できるように作成すること。
3 学科別の合格者の計をそれぞれの末尾に記入すること。
4 出身中学校等名は、松江四 のように略記すること。

令和8年度公立高等学校 出願者・合格者 状況報告書

() 課程

学 校 名

校 長 氏 名

印

取 扱 者 氏 名

(提出期日) 令和8年3月26日(木)まで

学科	区 分	入 学 定 員		第 1 志 望					第2・第3・第4 志 望						
				県 内		県 外			合 計	県 内		県 外			合 計
				合 計	地域外	合 計	地域外	身元引受人		合 計	地域外	合 計	地域外	身元引受人	
	一般 選抜等		出願者												
			合格者												
	第2次 募集		出願者												
			合格者												
	一般 選抜等		出願者												
			合格者												
	第2次 募集		出願者												
			合格者												
	一般 選抜等		出願者												
			合格者												
	第2次 募集		出願者												
			合格者												
	一般 選抜等		出願者												
			合格者												
	第2次 募集		出願者												
			合格者												
	一般 選抜等		出願者												
			合格者												
	第2次 募集		出願者												
			合格者												
合 計	一般 選抜等		出願者												
			合格者												
	第2次 募集		出願者												
			合格者												

- (注) 1 一般選抜等の欄には総合選抜等の合格者数を含めること。
2 地域外等が該当しない場合は、該当欄に斜線を記入すること。
3 第2次募集を実施しなかった場合は、該当欄に斜線を記入すること。
4 保護者が海外に居住する場合は、県外として扱う。
5 複製する場合は、A 4 判とする。

令和 8 年度 学力検査得点票

_____	高等学校	_____	受 検 番 号
_____		_____	氏 名
_____		_____	出身中学校等

学力検査結果

国語	社会	数学	理科	英語	合計

島根県公立高等学校入学者選抜特色選抜学力検査
当日における受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

1 受検生が準備すべきもの

- (1) 受検票
- (2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
- (3) 消しゴム
- (4) コンパス
- (5) 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く）
- (6) 上履き
- (7) 弁当（必要に応じて準備する）
- (8) その他、各校が定めるもの

なお、携帯電話その他の通信機器の各学力検査会場への持ち込みは禁止する。

2 受検上の注意事項

- (1) 検査開始時刻5分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (2) 机上には、上記1の(1)～(5)以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (3) マスク及び防寒着を着用する場合は、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があつたら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (5) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (6) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (8) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (9) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (10) 検査開始から55分後に、終了5分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (11) 検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。
なお、問題用紙は机の上に置いたまま退室すること。
- (12) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (13) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携行できる。また、机上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

島根県公立高等学校入学者選抜一般選抜学力検査
当日における受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

1 受検生が準備すべきもの

- (1) 受検票
- (2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
- (3) 消しゴム
- (4) コンパス
- (5) 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く）
- (6) 上履き
- (7) 弁当

なお、携帯電話その他の通信機器の各学力検査会場への持ち込みは禁止する。

2 受検上の注意事項

- (1) 各教科の検査開始時刻 5 分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (2) 机上には、上記 1 の(1)～(5)以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (3) マスク及び防寒着を着用する場合は、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (5) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (6) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (8) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (9) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (10) 各教科の検査開始から 45 分後に、終了 5 分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (11) その教科の検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお、問題用紙は各自が持ち帰ること。
- (12) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (13) 英語科で一部放送による問題を実施する。難聴の受検生は特別措置願を提出したうえで、補聴器を使用することができる。
- (14) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携行できる。また、机上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

3 「英語科」の検査について

他の教科と同様、検査開始の「始め」の合図とともに、問題用紙、解答用紙を開き、検査場名と受検番号を記入する。検査開始直後に放送による問題を実施する。放送による問題が始まるまで放送による問題の問題文を読んでいても、他の問題に取り組んでいてもよい。

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜における総合選抜・スポーツ特別選抜での募集人員・選抜方法等について

番号	学校名	入学定員	学科名	総合選抜			スポーツ特別選抜			
				実施学科	募集人員 (入学定員に 対する%)	選抜方法	指定競技	募集 人員	選抜方法	
1	安来高等学校	＊	160	普通科	普通科	40%	〔学業〕〔部活動等〕書類審査、面接、学力検査 〔やすぎ追求型〕 書類審査、面接、プレゼンテーション、学力検査	男女バレーボール 男女フェンシング	12	書類審査、面接、プレゼンテーション
2	情報科学高等学校	＊	120	くくり募集（情報処理科、マルチメディア科、情報システム科）	全学科	40%	〔学業〕〔活動〕〔専門〕書類審査、面接、作文 〔未来探究〕書類審査、面接、作文、プレゼンテーション	－	－	－
3	松江北高等学校		240	理数科、普通科	理数科 普通科	10% 10%	書類審査、面接、小論文、プレゼンテーション 書類審査、面接、小論文	－	－	－
4	松江南高等学校		240	探究科学科、普通科	探究科学科 普通科	40% 16%	書類審査、面接、学力検査	女子ソフトテニス	4	書類審査、面接、学力検査
5	松江東高等学校		200	普通科	普通科	40%	〔学力重視型〕書類審査、面接、学力検査 〔部活動重視型〕書類審査、面接、学力検査 〔チャレンジ型〕書類審査、面接、学力検査	男子バスケボール 男女アーチェリー 男女ローイング（ボート）	12	書類審査、面接、作文
6	松江工業高等学校		200	機械科、電子機械科、電気電子工学科、 情報クリエイター学科、建築都市工学科	全学科	40%	〔学業〕〔特技〕 機械科、電子機械科、電気電子工学科：書類審査、面接、作文 情報クリエイター学科、建築都市工学科：書類審査、面接、プレゼンテーション 男子ソフトテニス	男子バレーボール 男子レスリング 男子ソフトテニス	12	機械科、電子機械科、電気電子工学科： 書類審査、面接、作文 情報クリエイター学科、建築都市工学科： 書類審査、面接、プレゼンテーション
7	松江商業高等学校		200	くくり募集（商業科、情報処理科、 国際ビジネス科）	全学科	40%	〔学力〕書類審査、面接、学力検査 〔部活動〕〔特別活動〕〔デジタル人材〕 書類審査、面接、作文	女子サッカー 〔部活動〕女子バスケボール 女子バドミントン	12	書類審査、面接、作文
8	松江農林高等学校		160	生物生産科、環境土木科、 総合学科	全学科	40%	〔専門〕〔部活動等〕 生物生産科、環境土木科：書類審査、面接、プレゼンテーション 総合学科：書類審査、面接、学力検査	－	－	－
9	大東高等学校	＊	90	普通科	普通科	40%	書類審査、面接、学力検査	男子ビーチバレーボール	4	書類審査、面接、実技
10	横田高等学校	＊	90	普通科	普通科	40%	〔学習区分〕書類審査、面接、学力検査 〔部活動等区分〕〔地域貢献活動区分〕書類審査、面接、プレゼンテーション	男女ホッケー	8	書類審査、面接、実技
11	三刀屋高等学校	＊	160	総合学科	総合学科	40%	書類審査、面接（プレゼン含む）、学力検査	男女ソフトボール	8	書類審査、面接、実技
12	三刀屋高校・掛合分校		40	普通科	普通科	15%	書類審査、面接、ワークショップ	－	－	－
13	飯南高等学校	＊	80	普通科	普通科	30%	書類審査、面接、学力検査	－	－	－
14	平田高等学校		160	普通科	普通科	40%	〔学業〕〔部活動等〕 書類審査、面接、学力検査	男女柔道	8	書類審査、面接、学力検査
15	出雲高等学校		280	理数科、普通科	全学科	40%	書類審査、面接、学力検査	男女弓道	8	書類審査、面接、学力検査
16	出雲工業高等学校		160	機械科、電気科、電子機械科、 建築科	全学科	40%	〔学業〕〔部活動等〕 書類審査、面接、学力検査	男女自転車 男女アーチェリー	12	書類審査、面接、学力検査
17	出雲商業高等学校		160	商業科、情報処理科	全学科	40%	〔学業〕書類審査、面接、学力検査 〔部活動等〕書類審査、面接、作文 〔島根創生人材〕書類審査、面接、プレゼンテーション	－	－	－
18	出雲農林高等学校		160	植物科学科、環境科学科、 食品科学科、動物科学科	全学科	40%	〔学業〕〔部活動等〕 書類審査、面接、学力検査	男女フットリフティング 男女カヌー	12	書類審査、面接、学力検査
19	大社高等学校		240	普通科、体育科	全学科	普通科： 25% 体育科： 60%	〔学業〕〔部活動等〕書類審査、 作文、学力検査 〔特別活動〕書類審査、面接、 プレゼンテーション 体育科： 書類審査、面接、実技	男子サッカー 男女剣道 男女体操 男女陸上競技	12	書類審査、面接、実技
20	大田高等学校	＊	160	理数科、普通科	全学科	20%	書類審査、面接、学力検査	－	－	－
21	遼摩高等学校	＊	120	総合学科	総合学科	40%	書類審査、面接、作文	－	－	－
22	島根中央高等学校	＊	105	普通科	普通科	40%	書類審査、面接、学力検査	男女カヌー	8	書類審査、面接、実技
23	矢上高等学校	＊	108	普通科、産業技術科	全学科	40%	〔学業〕〔課外活動〕〔探究活動・特別活動等〕 書類審査、面接、学力検査	－	－	－
24	江津高等学校	＊	80	普通科	普通科	40%	書類審査、面接、学力検査	男子水球 男女ハンドボール	12	書類審査、面接、作文、実技
25	江津工業高等学校	＊	80	機械・ロボット科、建築・電気科	全学科	40%	〔学業〕〔DX等〕〔部活動等〕 書類審査、面接、作文	男子ローイング（ボート）	4	書類審査、面接、実技
26	浜田高等学校	＊	200	理数科、普通科	全学科	40%	書類審査、面接、学力検査	男女体操	8	書類審査、面接、実技
27	浜田商業高等学校	＊	80	くくり募集（商業科、情報処理科）	全学科	40%	〔学力〕〔部活動〕〔特別活動〕 書類審査、面接、プレゼンテーション	－	－	－
28	浜田水産高等学校	＊	80	海洋技術科、食品流通科	全学科	40%	書類審査、面接、作文	－	－	－
29	益田高等学校	＊	160	理数科、普通科	全学科	10%	書類審査、面接、学力検査	－	－	－
30	益田翔陽高等学校	＊	160	電子機械科、電気科、 生物環境工学科、総合学科	全学科	40%	〔学習区分〕〔部活動区分〕〔地域創生区分〕 書類審査、面接、学力検査 地域創生区分は生物環境工学科のみ	－	－	－
31	吉賀高等学校	＊	40	普通科	普通科	40%	書類審査、面接、作文	－	－	－
32	津和野高等学校	＊	80	未来共創科	未来共創科	40%	〔学業〕〔部活動等〕〔社会活動または情報活用〕 書類審査、面接、作文	－	－	－
33	隠岐高等学校	＊	90	普通科、商業科	全学科	普通科： 40% 商業科： 20%	書類審査、面接、学力検査	－	－	－
34	隠岐島前高等学校	＊	80	くくり募集（普通科、地域共創科）	全学科	35%	書類審査、面接、学力検査	男女レスリング	8	書類審査、面接、学力検査、実技
35	隠岐水産高等学校	＊	80	海洋システム科、海洋生産科	全学科	40%	書類審査、面接、学力検査	男女ヨット 男子相撲	12	書類審査、面接、実技
36	松江市立皆美が丘 女子高等学校		90	普通科	普通科	40%	書類審査、面接、学力検査	－	－	－
37	松江工業高校・定時制		120	機械科、電気科、建築科	－	－	－	－	－	－
38	宍道高校・定時制		160	普通科	－	－	－	－	－	－
39	浜田高校・定時制		80	普通科	－	－	－	－	－	－

＊印は身元受入人による県外受験生の合格者数を入学定員内において4名を超えて決定することができる高等学校（22校）

(別表 2)

令和 8 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜での個人調査報告書と学力検査の比率等及び第 2 次募集について

番号	学校名	入学 定員	学科名	一般選抜				第 2 次募集								
				実施 学科	個人調査報告書と学 力検査の比率	傾斜 配点	学力検査後の 面接等		実施 学科 (注)	選抜方法及び配点						
							評点化			書類 (個人調査 報告書等)	一般選抜 学力検査 の結果	基礎学力 をみるた めの検査	面接	作文	実技	合計
1	安来高等学校	*	160	普通科	普通科	50 : 50	－	－	普通科	50	50	－	－	－	－	100
2	情報科学高等学校	*	120	くくり募集（情報処理科，マルチメディア科，情報システム科）	全学科	60 : 40	－	－	全学科	60	40	－	10	－	－	110
3	松江北高等学校		240	理数科，普通科	全学科	40 : 60	－	－	全学科	40	60	－	－	－	－	100
4	松江南高等学校		240	探究科学科，普通科	全学科	40 : 60	－	－	全学科	40	60	－	－	－	－	100
5	松江東高等学校		200	普通科	普通科	50 : 50	－	－	普通科	50	50	－	－	－	－	100
6	松江工業高等学校		200	機械科，電子機械科，電気電子工学科，情報クリエイター学科，建築都市工学科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
7	松江商業高等学校		200	くくり募集（商業科，情報処理科，国際ビジネス科）	全学科	60 : 40	－	－	全学科	60	40	－	10	－	－	110
8	松江農林高等学校		160	生物生産科，環境土木科，総合学科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
9	大東高等学校	*	90	普通科	普通科	50 : 50	－	－	普通科	50	50	－	－	－	－	100
10	横田高等学校	*	90	普通科	普通科	50 : 50	－	－	普通科	50	50	－	－	－	－	100
11	三刀屋高等学校	*	160	総合学科	総合学科	50 : 50	－	－	総合学科	40	50	－	10	－	－	100
12	三刀屋高校・掛合分校		40	普通科	普通科	60 : 40	－	面接	10点	普通科	60	40	－	10	－	110
13	飯南高等学校	*	80	普通科	普通科	60 : 40	－	面接	10点	普通科	60	40	－	10	－	110
14	平田高等学校		160	普通科	普通科	50 : 50	－	－	普通科	40	50	－	10	－	－	100
15	出雲高等学校		280	理数科，普通科	全学科	40 : 60	－	－	全学科	40	60	－	－	－	－	100
16	出雲工業高等学校		160	機械科，電気科，電子機械科，建築科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
17	出雲商業高等学校		160	商業科，情報処理科	全学科	60 : 40	－	－	全学科	60	40	－	5	－	－	105
18	出雲農林高等学校		160	植物科学科，環境科学科，食品科学科，動物科学科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
19	大社高等学校		240	普通科，体育科	全学科	普通科 50 : 50 体育科 70 : 30	－	体育科のみ 実技	10点	普通科	50	50	－	10	－	110
										体育科	70	30	－	10	40	150
20	大田高等学校	*	160	理数科，普通科	全学科	40 : 60	－	－	全学科	40	60	－	－	－	－	100
21	邇摩高等学校	*	120	総合学科	総合学科	60 : 40	－	面接	10点	総合学科	60	40	－	10	－	110
22	島根中央高等学校	*	105	普通科	普通科	50 : 50	－	面接	10点	普通科	50	50	－	10	－	110
23	矢上高等学校	*	108	普通科，産業技術科	全学科	50 : 50	－	面接	10点	全学科	50	50	－	10	－	110
24	江津高等学校	*	80	普通科	普通科	40 : 60	－	－	普通科	40	60	－	10	－	－	110
25	江津工業高等学校	*	80	機械・ロボット科，建築・電気科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
26	浜田高等学校	*	200	理数科，普通科	全学科	40 : 60	－	－	全学科	40	60	－	－	－	－	100
27	浜田商業高等学校	*	80	くくり募集（商業科，情報処理科）	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
28	浜田水産高等学校	*	80	海洋技術科，食品流通科	全学科	50 : 50	－	面接	5点	全学科	50	50	－	5	－	105
29	益田高等学校	*	160	理数科，普通科	全学科	40 : 60	－	－	全学科	40	60	－	－	－	－	100
30	益田翔陽高等学校	*	160	電子機械科，電気科，生物環境工学科，総合学科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
31	吉賀高等学校	*	40	普通科	普通科	50 : 50	－	面接	10点	普通科	50	50	－	10	－	110
32	津和野高等学校	*	80	未来共創科	未来共創科	50 : 50	－	面接	10点	未来共創科	50	50	－	10	－	110
33	隠岐高等学校	*	90	普通科，商業科	全学科	50 : 50	－	－	全学科	50	50	－	10	－	－	110
34	隠岐島前高等学校	*	80	くくり募集（普通科，地域共創科）	全学科	50 : 50	－	－	全学科	50	20	－	30	－	－	100
35	隠岐水産高等学校	*	80	海洋システム科，海洋生産科	全学科	50 : 50	－	－	全学科	50	50	－	10	－	－	110
36	松江市立皆美が丘女子高等学校		90	普通科	普通科	60 : 40	－	－	普通科	60	40	－	－	－	－	100
37	松江工業高校・定時制		120	機械科，電気科，建築科	全学科	60 : 40	－	面接	10点	全学科	60	40	－	10	－	110
38	宍道高校・定時制		160	普通科	普通科	50 : 50	－	面接	10点	普通科	40	40	－	10	10	100
39	浜田高校・定時制		80	普通科	普通科	60 : 40	－	面接	10点	普通科	30	20	－	30	20	100

*印は身元引受人による県外受験生の合格者数を入学定員内において 4 名を超えて決定することができる高等学校（22校）

（注）第 2 次募集については、令和 8 年 3 月 13 日（金）の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校・学科において行う。

(別表 3)

令和8年度 島根県公立高等学校入学選抜における県外受験生の合格者数、地域外からの合格者数の上限等について

学校名	学科名	学級数	入学定員	身元引受人による 県外受験生の 合格者数上限		地域外からの 合格者数の上限		総合選抜		中高一貫 特別選抜	スポーツ 特別選抜		学科名	学校名	
				定員 に対する 割合 ※1	人数	定員に 対する 割合	人数	募集人員			募集 人員	募集 人員			県外上 限人数
								定員に 対する 割合	人数						
安来	普通	4	160	20%	32			40%	64		12	12	普通	安来	
情報科学	情報システム	1	120	5%	6			40%	48				情報システム	情報科学	
	情報処理	1										情報処理			
	マルチメディア	1										マルチメディア			
	計	3	120		6				48			計			
松江北	普通	5	200	※2		10%	20	10%	20				普通	松江北	
	理数	1	40					10%	4				理数		
	計	6	240				20		24				計		
松江南	普通	5	200	※2		10%	20	16%	32		4	4	普通	松江南	
	探究科学	1	40					40%	16				探究科学		
	計	6	240				20		48		4	4	計		
松江東	普通	5	200	※2		10%	20	40%	80		12	4	普通	松江東	
松江工業	機械	1	40	※2				40%	16		12	4	機械	松江工業	
	電子機械	1	40					40%	16				電子機械		
	電気電子工学	1	40					40%	16				電気電子工学		
	情報クリエイター学	1	40					40%	16				情報クリエイター学		
	建築都市工学	1	40					40%	16				建築都市工学		
	計	5	200						80		12	4	計		
松江商業	商業	3	200	※2				40%	80		12	4	商業	松江商業	
	国際ビジネス	1											国際ビジネス		
	情報処理	1											情報処理		
計	5	200						80		12	4	計			
松江農林	生物生産	1	40	※2				40%	16				生物生産	松江農林	
	環境土木	1	40					40%	16				環境土木		
	総合学科	2	80					40%	32				総合学科		
	計	4	160				64				計				
大東	普通	3	90	10%	※3 9			40%	36		4	4	普通	大東	
横田	普通	3	90	20%	※3 18			40%	36		8	8	普通	横田	
三刀屋	総合学科	4	160	8%	※3 12			40%	64		8	8	総合学科	三刀屋	
掛合	普通	1	40	※2				15%	6				普通	掛合	
飯南	普通	2	80	15%	12			30%	24	※4			普通	飯南	
平田	普通	4	160	※2				40%	64		8	4	普通	平田	
出雲	普通	6	240	※2		5%	12	40%	96		8	2	普通	出雲	
	理数	1	40					40%	16				理数		
	計	7	280				12		112		8	2	計		
出雲工業	機械	1	40	※2				40%	16		12	0	機械	出雲工業	
	電気	1	40					40%	16				電気		
	電子機械	1	40					40%	16				電子機械		
	建築	1	40					40%	16				建築		
	計	4	160						64		12	0	計		
出雲商業	商業	3	120	※2				40%	48		12	0	商業	出雲商業	
	情報処理	1	40					40%	16				情報処理		
	計	4	160						64				計		
出雲農林	植物科学	1	40	※2				40%	16		12	2	植物科学	出雲農林	
	環境科学	1	40					40%	16				環境科学		
	食品科学	1	40					40%	16				食品科学		
	動物科学	1	40					40%	16				動物科学		
	計	4	160						64		12	2	計		
大社	普通	5	200	※2				25%	50		12	4	普通	大社	
	体育	1	40					60%	24				体育		
	計	6	240						74		12	4	計		
大田	普通	3	120	4%	4			20%	24				普通	大田	
	理数	1	40	10%	4			20%	8				理数		
	計	4	160		8				32				計		
週摩	総合学科	3	120	8%	9			40%	48				総合学科	週摩	
島根中央	普通	3	105	39%	40			40%	42		8	8	普通	島根中央	
矢上	普通	2	72	22%	15			40%	28				普通	矢上	
	産業技術	1	36	35%	12			40%	14				産業技術		
	計	3	108		27				42				計		
江津	普通	2	80	10%	8			40%	32		12	8	普通	江津	
江津工業	機械・IT・外	1	40	10%	4			40%	16		4	4	機械・IT・外	江津工業	
	建築・電気	1	40	10%	4			40%	16				建築・電気		
	計	2	80		8				32		4	4	計		
浜田	普通	4	160	10%	16			40%	64		8	2	普通	浜田	
	理数	1	40	10%	4			40%	16				理数		
	計	5	200		20				80		8	2	計		
浜田商業	商業	1	80	10%	8			40%	32		8	2	商業	浜田商業	
	情報処理	1													情報処理
	計	2				80									32
浜田水産	海洋技術	1	40	35%	14			40%	16				海洋技術	浜田水産	
	食品流通	1	40	35%	14			40%	16				食品流通		
	計	2	80		28				32				計		
益田	普通	3	120	10%	12			10%	12				普通	益田	
	理数	1	40	10%	4			10%	4				理数		
	計	4	160		16				16				計		
益田翔陽	電子機械	1	40	10%	4			40%	16				電子機械	益田翔陽	
	電気	1	40	10%	4			40%	16				電気		
	生物環境工学	1	40	10%	4			40%	16				生物環境工学		
	総合学科	1	40	10%	4			40%	16				総合学科		
	計	4	160		16				64				計		
吉賀	普通	1	40	40%	16			40%	16	20			普通	吉賀	
津和野	未来共創	2	80	35%	28			40%	32				未来共創	津和野	
隠岐	普通	2	60	20%	12			40%	24				普通	隠岐	
	商業	1	30	14%	4			20%	6				商業		
	計	3	90		16				30				計		
隠岐島前	普通	1	80	35%	28			35%	28		8	8	普通	隠岐島前	
	地域共創	1													地域共創
	計	2				80				28					
隠岐水産	海洋システム	1	40	50%	※3 20			40%	16		12	12	海洋システム	隠岐水産	
	海洋生産	1	40	50%	※3 20			40%	16				海洋生産		
	計	2	80		40				32		12	12	計		
松江市立 皆美が丘女子	普通	3	90	※2				40%	36				普通	松江市立 皆美が丘女子	
松江工業 (定時)	機械	1	40										機械	松江工業 (定時)	
	電気	1	40										電気		
	建築	1	40										建築		
	計	3	120										計		
宍道 (定時)	普通(午前)	2	80	※2									普通(午前)	宍道 (定時)	
	普通(午後)	1	40										普通(午後)		
	普通(夜間)	1	40										普通(夜間)		
	計	4	160										計		
浜田 (定時)	普通(昼間)	1	40	※2									普通(昼間)	浜田 (定時)	
	普通(夜間)	1	40										普通(夜間)		
	計	2	80										計		

※1 身元引受人による出願者の合格者数を4名を超えて決定することができる学校における割合を示す。

※2 原則として4名以内において合格者を決定する。なお、スポーツ特別選抜での身元引受人による県外からの合格者数を含む。

※3 大東高等学校、横田高等学校、三刀屋高等学校、隠岐水産高等学校の設定人数には、スポーツ特別選抜の身元引受人による県外受験生の合格者も含む。

島根県公立高等学校 問合せ先一覧表

検 査 会 場 名	郵便番号	所 在 地		TEL 番号	FAX 番号
安 来 高 等 学 校	692-0031	安来市佐久保町 115		0854-22-2840	0854-22-3612
情 報 科 学 高 等 学 校	692-8500	安来市能義町 310		0854-23-2700	0854-22-2933
松 江 北 高 等 学 校	690-0872	松江市奥谷町 164		0852-21-4888	0852-21-4977
松 江 南 高 等 学 校	690-8519	松江市八雲台 1-1-1		0852-21-6329	0852-21-1975
松 江 東 高 等 学 校	690-0823	松江市西川津町 510		0852-27-3700	0852-27-3703
松 江 工 業 高 等 学 校	690-8528	松江市古志原 4-1-10	(全日制)	0852-67-2121	0852-67-2122
			(定時制)	0852-67-2118	0852-67-2128
松 江 商 業 高 等 学 校	690-8525	松江市浜乃木 8-1-1		0852-21-3261	0852-21-7046
松 江 農 林 高 等 学 校	690-8507	松江市乃木福富町 51		0852-21-6772	0852-21-6796
宍 道 高 等 学 校	699-0492	松江市宍道町宍道 1586		0852-66-7577	0852-66-7117
大 東 高 等 学 校	699-1251	雲南市大東町大東 637		0854-43-2511	0854-43-2512
横 田 高 等 学 校	699-1821	仁多郡奥出雲町稲原 2178-1		0854-52-1511	0854-52-1512
三 刀 屋 高 等 学 校	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 912-2		0854-45-2721	0854-45-5630
三刀屋高等学校掛合分校	690-2701	雲南市掛合町掛合 3601		0854-62-0084	0854-62-0080
飯 南 高 等 学 校	690-3401	飯石郡飯南町野萱 800		0854-76-2333	0854-76-2344
平 田 高 等 学 校	691-0001	出雲市平田町 1		0853-62-2117	0853-62-0020
出 雲 高 等 学 校	693-0001	出雲市今市町 1800		0853-21-0008	0853-22-7855
出 雲 工 業 高 等 学 校	693-0022	出雲市上塩冶町 420		0853-21-3131	0853-21-7543
出 雲 商 業 高 等 学 校	693-0011	出雲市大津町 2525		0853-21-0016	0853-21-0228
出 雲 農 林 高 等 学 校	693-0046	出雲市下横町 950		0853-28-0321	0853-28-0355
大 社 高 等 学 校	699-0722	出雲市大社町北荒木 1473		0853-53-2002	0853-53-2244
大 田 高 等 学 校	694-0064	大田市大田町大田イ 568		0854-82-0750	0854-82-1333
邇 摩 高 等 学 校	699-2301	大田市仁摩町仁万 907		0854-88-2220	0854-88-4417
島 根 中 央 高 等 学 校	696-0001	邑智郡川本町川本 222		0855-72-0355	0855-72-0388
矢 上 高 等 学 校	696-0198	邑智郡邑南町矢上 3921		0855-95-1105	0855-95-1995
江 津 高 等 学 校	695-0021	江津市都野津町 293		0855-53-0553	0855-53-0838
江 津 工 業 高 等 学 校	695-0011	江津市江津町 1477		0855-52-2120	0855-52-2264
浜 田 高 等 学 校	697-0024	浜田市黒川町 3749	(全日制)	0855-22-0042	0855-22-2457
			(定時制)	0855-22-0187	0855-22-2549
浜 田 商 業 高 等 学 校	697-0062	浜田市熱田町 675		0855-27-0064	0855-27-2440
浜 田 水 産 高 等 学 校	697-0051	浜田市瀬戸ヶ島町 25-3		0855-22-3098	0855-23-4811
益 田 高 等 学 校	698-0017	益田市七尾町 1-17		0856-22-0044	0856-22-1442
益 田 翔 陽 高 等 学 校	698-0041	益田市高津 3-21-1		0856-22-0642	0856-31-1043
吉 賀 高 等 学 校	699-5522	鹿足郡吉賀町七日市 937		0856-78-0029	0856-78-0742
津 和 野 高 等 学 校	699-5605	鹿足郡津和野町後田ハ 12-3		0856-72-0106	0856-72-0329
隠 岐 高 等 学 校	685-8512	隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原 1		08512-2-1181	08512-2-6195
隠 岐 島 前 高 等 学 校	684-0404	隠岐郡海士町福井 1403		08514-2-0731	08514-2-0035
隠 岐 水 産 高 等 学 校	685-8555	隠岐郡隠岐の島町東郷吉津 2		08512-2-1526	08512-2-6079
松江市立皆美が丘女子高等学校	690-0835	松江市西尾町 540-1		0852-39-0216	0852-39-0829

出 願 及 び 選 抜 に 関 す る 手 続 一 覧 表

期 日		項 目		提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	提出・連絡 方法	部数	参照頁	備 考				
				様 式	名 称	内 容	在籍・出身中学校等	高等学校									
11月14日(金)まで必着		海外からの帰国生徒等の出願許可申請		第10号	海外在住状況説明書	海外から帰国する生徒又は海外から日本に移住する生徒等が出願を希望する際に提出する。	最終学歴校の校長又は出身学校長を経由して、左の説明書を提出する。		高等学校所管の教育委員会教育長	郵送等	1	5	用紙は様式を複製し、使用する。				
				第12号	公立高等学校入学者選抜における特別措置に係る事前連絡書	障がい、事故、病気等の理由により特別措置を希望する場合に提出する。帰国・外国人生徒等が特別措置を希望する場合は、海外在住状況説明書を添付すること。	中学校等校長 志願先として検討している高等学校へは選抜区分ごとに提出する。		島根県教育委員会教育長	郵送等	各1	6 8	用紙は様式を複製し、使用する。				
														第12号の2 第12号の3	志願先高等学校長		
11月28日(金)まで		入学願書・募集要項等の準備				求める生徒像等及び面接等を実施する場合は評価の観点等各高等学校の募集要項に明記する。		募集要項等の作成									
1月7日(水)～1月9日(金)17時まで インターネット出願システムによらない書類を郵送で提出する場合、 1月9日(金)17時以降に届いたものについては、 1月8日(木)までの消印 があるものに限り受け付ける。		特色選抜	総合選抜	出 願 受 付	第1号の2	入学願書（特色選抜用）	インターネット出願システムにより必要事項を入力すること。	志願者は 中学校等校長を経由して 提出する。	左について受付し、受検番号を採番する。	志願先高等学校長	インターネット	各1	12～13	各高等学校は、受検票を1月16日(金)から1月20日（火）の間、インターネット出願システムから交付する。			
					第5号又は第5号の2	志望理由書	インターネット出願システムに添付して提出すること。										
					第9号	島根県公立高等学校入学志願承認願	県外からの志願者が島根県公立高等学校に出願するために使用する。	県外志願者は、 中学校等校長を経由して 、志願先高等学校長へ提出する。		志願先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。			
				各種調査報告書等の提出	第2号	個人調査報告書	インターネット出願システムにより必要事項を入力して作成すること。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1		インターネット出願システムにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。			
					第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	評定を出した全員について、評定別の人数を記入する。過年度卒業生は含まない。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1		用紙は様式を複製し、使用する。 総合選抜又はスポーツ特別選抜のいずれかで提出すればよい。			
					第4号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿	中学校等は高等学校別に作成する。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1		インターネット出願システムで入力した情報をもとに作成シートにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。			
				出 願 受 付	第1号の2	入学願書（特色選抜用）	インターネット出願システムにより必要事項を入力すること。	志願者は 中学校校長を経由して 提出する。	左について受付し、受検番号を採番する。	志願先高等学校長	インターネット	各1	15～16	・自己報告書は各高等学校に請求若しくは各校ホームページからダウンロードして、作成する。 ・各高等学校は、受検票を1月16日(金)から1月20日（火）の間、インターネット出願システムから交付する。			
					自己報告書 (それぞれの高等学校所定のもの)		郵送等										
					各種調査報告書等の提出	第2号	個人調査報告書	志願先高等学校長から求めがある場合のみ提出する。 インターネット出願システムにより必要事項を入力して作成すること。	中学校校長		志願先高等学校長	インターネット		1	インターネット出願システムにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。		
						第4号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿		中学校校長		志願先高等学校長	インターネット		1	インターネット出願システムで入力した情報をもとに作成シートにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。		
			スポーツ特別選抜	出 願 受 付	第1号の2	入学願書（特色選抜）	インターネット出願システムにより必要事項を入力すること。	志願者は 中学校等校長を経由して 提出する。	左について受付し、受検番号を採番する。	志願先高等学校長	インターネット	各1	17～19	各高等学校は、受検票を1月16日(金)から1月20日（火）の間、インターネット出願システムから交付する。			
					第5号又は第5号の2	志望理由書	インターネット出願システムに添付して提出すること。				郵送等						
					第6号	スポーツ活動実績証明書											
					第9号	島根県公立高等学校入学志願承認願	県外からの志願者が島根県公立高等学校に出願するために使用する。	県外志願者は、 中学校等校長を経由して 、志願先高等学校長へ提出する。		志願先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。			
				各種調査報告書等の提出	第2号	個人調査報告書	インターネット出願システムにより必要事項を入力して作成すること。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1		インターネット出願システムにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。			
					第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	評定を出した全員について、評定別の人数を記入する。過年度卒業生は含まない。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1		用紙は様式を複製し、使用する。 総合選抜又はスポーツ特別選抜のいずれかで提出すればよい。			
					第4号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿	中学校等は高等学校別に作成する。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1	インターネット出願システムで入力した情報をもとに作成シートにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。				
1月22日(木)～1月29日(木) 17時まで必着		転居等に係る地域外 公立高等学校入学志願者の取扱い		第7号	転居等に係る地域認定願	一般選抜、一般選抜における志願変更及び第2次募集で地域外からの志願者が地域内抜きの適用を受けるために使用する。	地域外志願者は、 中学校等校長を経由して 、左の認定願を提出する。		転居予定地域内県立高等学校長	郵送等	1	20～21	用紙は様式を複製し、使用する。 志願者は、様式第7号の写しを必ず保管しておく。				
								左の認定願を受理し、その諾否を通知する。（通知様式自由）	中学校等校長	郵送等	1						
1月29日(木)10時以降		特色選抜	合格内定通知	第22号	合格内定状況一覧表	特色選抜の入学者選抜の合格内定状況を通知する。		それぞれの高等学校長から中学校等校長へ通知する。	当該中学校等校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。正式な文字で作成する。				
				第23号	合格内定通知書	特色選抜の入学者選抜の合格内定者に通知する。		それぞれの高等学校長から中学校等校長へ通知する。	当該中学校等校長	郵送等	1						
				第20号	委任状	合格内定者に係る通知・文書等を中学校等教員が直接受領する場合に提出する。	中学校等校長は派遣する中学校等教員を通じて高等学校に提出する。		当該高等学校長	郵送等	1	14 16 19					
事由が生じ次第速やかに 特色選抜 12月15日(月)まで必着 一般選抜 1月30日(金)まで必着 第2次募集 3月17日(火)15時まで必着		入学者選抜における特別措置の取扱い		第13号	公立高等学校入学者選抜における特別措置願	障がい、事故、病気等の理由により特別措置を希望する場合に提出する。	中学校等校長		島根県教育委員会教育長	郵送等	1	8～9	用紙は様式を複製し、使用する。				

期 日	項 目	提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	提出・連絡 方法	部数	参照頁	備 考			
		様 式	名 称	内 容	在籍・出身中学校等	高等学校								
2月2日（月）～2月5日（木） 12時まで インターネット出願システムによらない書類を郵送で提出する場合、 2月5（木）12時以降に届いたものについては、 2月4日（水）までの消印 があるものに限り受け付ける。	一般選抜	松江市内への転居等に係る 公立高等学校入学志願者の取扱い	第7号の写し	転居等に係る地域認定願の写し	松江市内からの受検としての扱いを受ける者が学校を受検する際に、地域内扱いの適用を受けるために使用する。	中学校等校長を経由して 、すでに提出していた認定願の写しを提出する。	認定願の提出状況とその諾否について、志願者の県立高等学校長へ照会する。（照会様式自由）	志願先高等学校長	郵送等	1	20～23			
		地域内に居住しているが、在籍（出身）中学校等の違いにより居住確認届の必要な者の取扱い	第8号	地域内居住確認届	地域内に居住しているが在籍（出身）中学校等の違いにより居住確認届が必要な場合に提出する。	中学校等校長を経由して 、左の確認届を提出する。		志願先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。		
		県外からの志願者の取扱い	第9号	島根県公立高等学校入学志願承認願	県外からの志願者が島根県公立高等学校に出願するために使用する。	県外志願者は、 中学校等校長を経由して 、志願先高等学校長へ提出する。		志願先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。		
						左の承認願を受理し、その諾否を通知する。（通知様式自由）	中学校等校長	郵送等	1					
		入学願書出願受付	第1号	入学願書	インターネット出願システムにより必要事項を入力すること。	志願者は 中学校等校長を経由して 提出する。	左について受付し、受検番号を採番する。	志願先高等学校長	インターネット	1	22	各高等学校は、受検票を2月19日（木）から2月25日（水）の間、インターネット出願システムから交付する。		
		各種調査報告書等の提出	第2号又は第2号の2	個人調査報告書	インターネット出願システムにより必要事項を入力して作成すること。	中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1	23	インターネット出願システムにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。		
			第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	評定を出した全員について、評定別の人数を記入する。過年度卒業生は含まない。	中学校等校長		志願先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。		
			第4号	公立高等学校入学者選抜出願者名簿	中学校等は高等学校別に作成し、志願先高等学校へ提出する。	中学校等校長 特色選抜合格内定者を記入する必要はない。		志願先高等学校長	郵送等	1		インターネット出願システムで入力した情報をもとに作成シートにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。		
		2月5日（木）16時まで		出願者数の報告			報告内容は別に示す。	出願者数を学科ごとに報告する。	島根県教育委員会学校教育課長					
2月6日（金）10時		出願状況の発表			出願者数の状況を県教育委員会ホームページで発表する。					24				
【出願先へ】 2月9日（月）～2月12日（木） 17時まで 「 インターネット出願システムによる申請 」 【志願変更先へ】 2月13日（金）～2月16日（月） 17時まで 「 インターネット出願システム及び持込み又は簡易書留速達による提出 」 ただし、郵送の場合、 2月16日（月）17時以降に届いたものについては、 2月13日（金）までの消印 があるものに限り受け付ける。	一般選抜	志願変更提出受付		入学志願変更申請	インターネット出願システムにより申請・処理する。	志願変更を希望する者は 中学校等校長を経由して 申請する。		出願先高等学校長	インターネット	1	24			
						左について受付、確認し、承認の処理を行う。	当該中学校等校長	インターネット	1					
		入学願書出願受付 （志願変更分）	第1号	入学願書（志願変更先）	インターネット出願システムにより必要事項を入力すること。	志願変更を希望する者はあらかじめ必要事項を記入しておくこと。		インターネット		24～25	願書は志願変更先高等学校へ請求若しくは当該校ホームページからダウンロードして、作成する。			
			第7号の写し 第8号 第9号	転居等に係る地域認定願の写し 地域内居住確認届 島根県公立高等学校入学志願承認願	一般選抜の出願に準ずる。	中学校等校長を経由して 提出		志願変更先高等学校長	郵送等		1			
		各種調査報告書等の提出 （志願変更分）	第2号又は第2号の2	個人調査報告書	志願変更をする者についてのみ提出する。	中学校等校長		志願変更先高等学校長	インターネット	1	25	インターネット出願システムにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。		
			第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	当該中学校等から新規に出願する場合のみ提出する。	中学校等校長		志願変更先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し、使用する。		
			第4号	公立高等学校入学者選抜出願者名簿	志願変更による新たな出願者のみ記載する。	中学校等校長		志願変更先高等学校長	郵送等	1		インターネット出願システムで入力した情報をもとに作成シートにより作成し、A4判で印刷したものを保管する。		
		2月9日（月）～2月16日（月） 17時まで		県外居住者等 特別志願許可の取扱い	第11号	公立高等学校特別入学志願許可書	出願期限を過ぎて、県外に居住する保護者の転勤等による転住によって出願する場合、又は、県内に居住する保護者の転勤等による転住にともない1の4の（1）に定める地域の変更による志願変更をする場合、これを使用して地域内扱いの許可を得る。	志願者は 中学校等校長を経由して 、公立高等学校特別入学志願許可書を提出する。 入学願書はインターネット出願システムにより必要事項を入力すること。		志願先高等学校長	郵送等	1	26	用紙は様式を複製し、使用する。島根県教育委員会（学校教育課）又は松江市教育委員会（学校教育課）に提出して、証明を受けた後、志願先高等学校に提出。
		2月17日（火）15時まで		出願者数の報告			報告内容は別に示す。	出願者数の最終結果を報告する。	島根県教育委員会学校教育課長					
2月18日（水）まで		隠岐郡に係る検査場についての 特別措置	第21号	公立高等学校入学者選抜学力検査受検者名簿			・検査場について特別措置を希望する者の受検者名簿3部を送付する。 ・検査場について特別措置を希望する者の受検票に検査会場名をインターネット出願システムにより入力する。	特別措置依頼先高等学校長	郵送等	3	27	受検番号は頭に校名（漢字2字）を付けた上で、1000番台を付す。		
2月25日（水）まで						特別措置を依頼された高等学校長は、特別措置希望者の学力検査受検者名簿を、中学校等及び島根県教育委員会学校教育課へ各1部送付する。	中学校等校長 島根県教育委員会学校教育課長	郵送等	1					
2月18日（水）14時		最終出願状況の発表			志願変更後の出願者数の状況を県教育委員会ホームページで発表する。						24			

期 日	項 目	提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	提出・連絡 方法	部数	参照頁	備 考	
		様 式	名 称	内 容	在籍・出身中学校等	高等学校						
2月18日（水）まで	一般選抜	受検票の交付		受検票			インターネット出願システムにより、受検番号を採番する。	インターネット	1			
2月19日（木）～2月25日（水）		学力検査受検者名簿の送付	第21号	公立高等学校入学者選抜学力検査受検者名簿			学力検査受検者名簿（検査場名及び受検番号を付したものを、中学校等及び島根県教育委員会学校教育課へ各1部送付する。	中学校等校長 島根県教育委員会学校教育課長	郵送等	各1		学力検査受検者名簿はもう1部作成し、高等学校において1か年保存する。
原則として、 2月25日（水）まで その後は、判明後すみやかに提出する。		辞退届の提出	第17号	公立高等学校入学者選抜辞退届	出願後に、受検を辞退、又は、志願を辞退する場合に提出する。	受検辞退者が判明した場合は、その理由を付して届け出る。		出願先高等学校長	郵送等	1	26	用紙は様式を複製し、使用する。 本校と分校を併願する場合には、両方の学校に提出する。 検査場特措を願い出たものから辞退届の提出があった場合は、志願先高等学校長は検査場の高等学校長へ様式第17号の写しを送付する。
3月4日（水）		学力検査の実施				当日受検できない生徒が生じた場合には、直ちに検査場である高等学校へその理由を付して届け出る。 (緊急の場合は口頭又は電話、辞退届は様式第17号)		受検先高等学校長	電話 及び 郵送等	1	26	
							10時までに欠席者数等を報告する。					
3月4日（水）～5日（木）10時まで		追検査	第18号 第19号	追検査受検願 追検査受検者名簿		中学校等校長は希望者がいた場合はただちに 出願先高等学校長及び島根県教育委員会（又は松江市教育委員会）に電話で連絡。 様式第18号、19号は3月5日（木）10時までに提出する。		出願先高等学校長	電話 及び 郵送等	1	28	
								出願先高等学校長	電話 及び 郵送等	3		
								受検を許可した高等学校長は3月5日（木）中に追検査の学力検査場を通知。	中学校等校長	インターネット		
							受検を許可した高等学校長は受検者確定数を電話で島根県教育委員会学校教育課長に3月5日（木）11時までに報告。	島根県教育委員会学校教育課長	電話	1		
3月12日（木）15時まで	合格者数及び第2次募集 入学者選抜募集人員の報告				報告内容は別に示す。		高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長				
3月13日（金）10時	合格者の発表						・学校ホームページに、合格発表用の県教委管理サイトアドレスを掲載する。 ・合格通知を発送する。	中学校等校長	郵送等	1	32	入学の意思表示は当該高等学校長の定める日時までとする。
		第20号	委任状	合格者に係る通知・文書等を中学校等教員が直接受領する場合に提出する。	中学校等校長は派遣する中学校等教員を通じて高等学校に提出する。		当該高等学校長	手交	1	用紙は様式を複製し、使用する。		

期 日	項 目		提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	提出・連絡 方法	部数	参照頁	備 考	
			様 式	名 称	内 容	在籍・出身中学校等	高等学校						
3月13日（金）10時	第2次募集入学者選抜	実施校の公表			第2次募集入学者選抜を実施する学校，課程，学科及び募集人員を県教育委員会ホームページで公表する。						33		
3月16日（月）～3月17日（火） 15時まで インターネット出願システムによらない書類は「持込みを原則とする」 （何らかの理由で郵送する場合は，簡易書留速達に限る）		出願受付	第1号の3	入学願書	インターネット出願システムにより必要事項を入力すること。	志願者は 中学校等校長を経由して 提出する。	左について受付し，受検番号を採番する。	志願先高等学校長	インターネット	1	33～34	各高等学校は，受検票を3月18日（水），インターネット出願システムから交付する。	
			第7号の写し 第8号 第9号		一般選抜の出願に準ずる。	中学校等校長を経由して 提出する。		志願先高等学校長	郵送等	1			
		各種調査報告書等の提出	第2号又は 第2号の2	個人調査報告書		中学校等校長		志願先高等学校長	インターネット	1		インターネット出願システムにより作成し，A4判で印刷したものを保管する。	
			第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表		中学校等校長		志願先高等学校長	郵送等	1		用紙は様式を複製し，使用する。	
			第4号	公立高等学校入学者選抜出願者名簿		中学校等校長		志願先高等学校長	郵送等	1		インターネット出願システムで入力した情報をもとに作成シートにより作成し，A4判で印刷したものを保管する。	
3月17日（火）16時まで		出願者数の報告			報告内容は別に示す。		高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長					
3月19日（木）		作文及び面接等	日程及び検査内容は当該高等学校長が定める。				欠席者等の届出については，一般選抜に準ずる。		受検先高等学校長			35	
								欠席者数等を報告する。	島根県教育委員会学校教育課長				
3月23日（月）10時まで		合格者数等の報告			報告内容は別に示す。		高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長					
3月24日（火）15時		合格者の発表						・学校ホームページに，合格発表用の県教委管理サイトアドレスを掲載する。 ・合格通知を発送する。	中学校等校長	郵送等	1	35	入学の意思表示は当該高等学校長の定める日時までとする。
			第20号	委任状	合格者に係る通知・文書等を中学校等教員が直接受領する場合に提出する。	中学校等校長は派遣する中学校等教員を通じて高等学校に提出する。			手交	1	35		
3月12日（木）まで	選抜原簿，合格者名原簿等の提出	第25号	公立高等学校入学者選抜 学力検査得点状況調査票	一般選抜を受検した全受検者について，本・分校別，課程・学科別に作成する。			高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長					
3月26日（木）まで		第26号	公立高等学校入学者選抜原簿Ⅰ，Ⅱ	一般選抜において，個人調査報告書及び学力検査等の資料に基づいて作成する。 提出用の原簿は，選抜の際に作成したものに可否を付し，表紙に学校名と枚数を明記する。			高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長			29	高等学校において5か年保存する。	
		第27号	公立高等学校合格者名原簿	全合格者について，本・分校別，課程・学科別に作成する。			高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長					
		第28号	公立高等学校出願者・合格者状況報告書	各学科の出願者数と合格者数について，第1志望，第2志望等の別に，また，一般選抜等と第2次募集の別に，地域内，地域外，県外ごとに集計する。			高等学校長	島根県教育委員会学校教育課長					

問い合わせ先

島根県教育庁学校教育課 高等学校教育推進スタッフ
(入学者選抜担当)

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

電話番号 0852-22-6865, 5419

FAX番号 0852-22-6265

E-mail: gakkoukyouiku@pref.shimane.lg.jp